

## 大野町地域防災計画 災害対応マニュアル編

M3-01-01	災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害・雪害等）	M-1
M3-01-02	災害警戒本部・災害対策本部運用（地震）	M-4
M3-01-03	災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害）	M-7
M3-01-04	災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等）	M-10
M3-02-01	要員の動員・確保	M-12
M3-04-01	ボランティアの受け入れ・活動支援	M-13
M3-08-01	東海地震に関連する情報発表時の対策	M-14
M3-08-02	情報収集・連絡体制	M-16
M3-08-03	災害広報	M-19
M3-09-01	水防計画	M-20
M3-09-02	消防計画	M-22
M3-10-01	罹災証明書の発行等	M-24
M3-10-02	避難所の開設	M-25
M3-10-03	食料の供給	M-28
M3-10-04	飲料水の供給	M-29
M3-10-05	生活必需品の供給	M-30
M3-10-06	応急住宅対策	M-31
M3-10-07	建築物等安全対策	M-33
M3-10-08	災害援護資金貸与	M-33
M3-10-09	医療・救護活動	M-34
M3-10-10	学用品の支給	M-36
M3-10-11	遺体の保護・処理・埋火葬	M-37
M3-10-12	防疫・保健衛生対策	M-38
M3-10-13	廃棄物・し尿処理対策	M-39
M3-10-14	義援金品の募集・配分	M-41
M3-10-15	愛玩動物対策	M-42
M3-11-01	ライフライン施設の応急対策	M-43
M3-12-01	その他公共施設等対策	M-44
M3-13-01	学校関係の対策	M-46
M3-13-02	学校保健の対策	M-48
M3-15-01	災害輸送計画	M-49
M3-15-02	防災ヘリコプターの活用計画	M-51
M3-16-01	避難行動要支援者対策	M-51
M4-02-01	公共施設・公共事業等の災害復旧	M-53
M4-03-01	生活支援	M-54
M4-03-02	被災中小企業の振興・農林業関係者への融資	M-55

【災害対応マニュアルの凡例】

①：マニュアルの番号を示している

「M\*-##-\*\*」⇒「M\* =地域防災計画の災害応急対策編及び復旧計画編の章に対応」

※災害応急対策編の第3，復旧計画編は第4

⇒「## =地域防災計画の災害応急対策編及び復旧計画編の節に対応」

⇒「\*\*=上記の節と関連のあるマニュアルを順に列記」

②：全体のフローチャートを示している

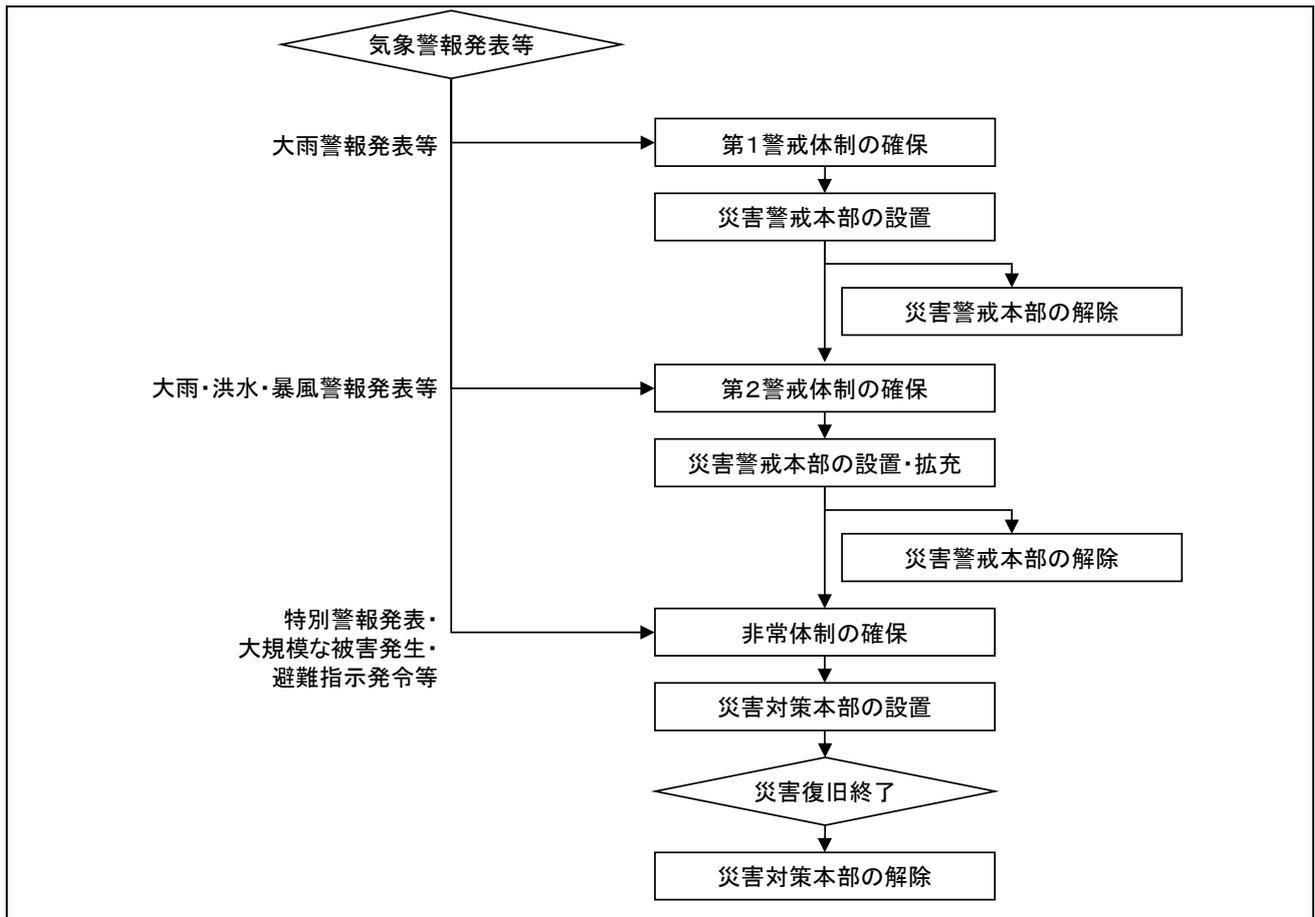
③：「室・部」「班」の階層ごとに組みむべき事務・業務の流れを示している

④：事務・業務を行う上で関連する資料（S\*）、文書様式（様式\*\*号）等を示している

M3-01-01 災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害等）

②				③	④
部	班	業務内容		摘要	
<b>第1警戒体制 発令（気象警報発表等）</b>					
1	総務部は、第1警戒体制を確保する	1-1	総務班は、第1警戒体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1	気象警報に関する情報を収集する
				1-1-2	第1警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する
	1-2	危機管理監は、第1警戒体制を発令する			
	1-3	総務班は、体制を伝達する	1-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達
1-3-2			メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する		
2	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置する
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する

M3-01-01 災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害・雪害等）

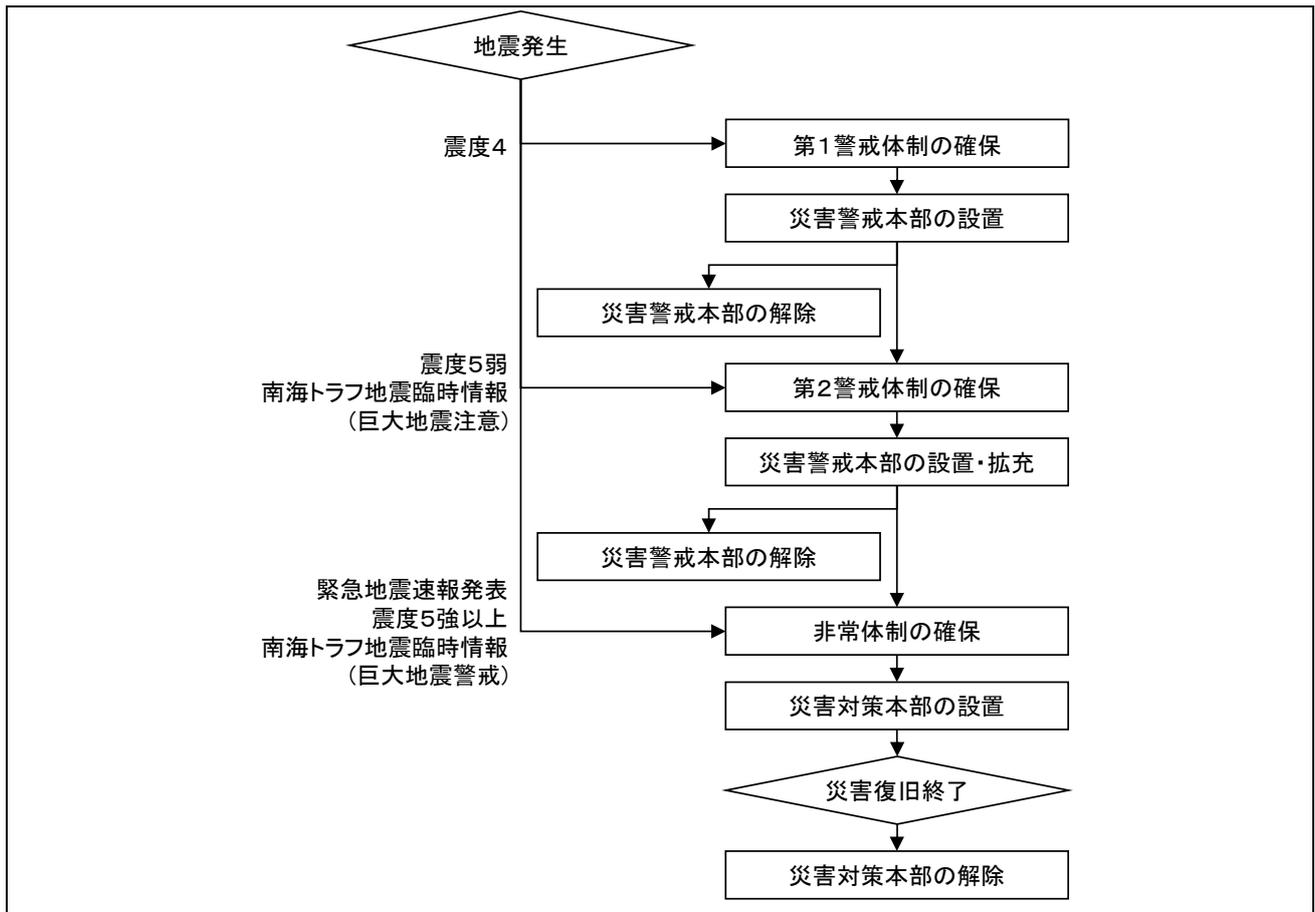


部	班	業務内容	摘要			
<b>第1警戒体制 発令（気象警報発表等）</b>						
1	総務部は、第1警戒体制を確保する	1-1	総務班は、第1警戒体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1	気象警報に関する情報を収集する	
				1-1-2	第1警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
	1-2	危機管理監は、第1警戒体制を発令する				
	1-3	総務班は、体制を伝達する	1-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01	町本部員の身分証明
			1-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する	S3-01-02	体制等の伝達系統
2	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03
<b>第1警戒体制 解除（気象警報解除等）</b>						
3	危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除	3-1	総務班は、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	

部		班		業務内容		摘要
	する	3-2	危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>第2警戒体制 発令</b>						
4	総務部は、第2警戒体制を確保する	4-1	総務班は、第2警戒体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	土砂災害警戒情報等に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	危機管理監は、第2警戒体制を発令する			
		4-3	総務班は、体制を伝達する	4-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
4-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
5	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>第2警戒体制 解除</b>						
6	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する	6-1	総務班は、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>非常体制 発令（気象警報発表・局地的な被害等）</b>						
7	町長は、非常体制を確保する	7-1	危機管理監は、非常体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	気象警報、土砂災害警戒情報等に関する情報を収集する	
				7-1-2	非常体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	町長は、非常体制を発令する			
		7-3	本部連絡員室は、体制を伝達する	7-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
7-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
8	町長は、災害対策本部を設置する	8-1	町長は、災害対策本部を設置する	8-1-1	大野町役場に、災害対策本部を設置する	
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先

部		班		業務内容		摘要	
<b>非常体制 解除（避難指示解除等）</b>							
9	町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する	9-1	対策本部は、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する		
		9-2	町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する				

M3-01-02 災害警戒本部・災害対策本部運用（地震）

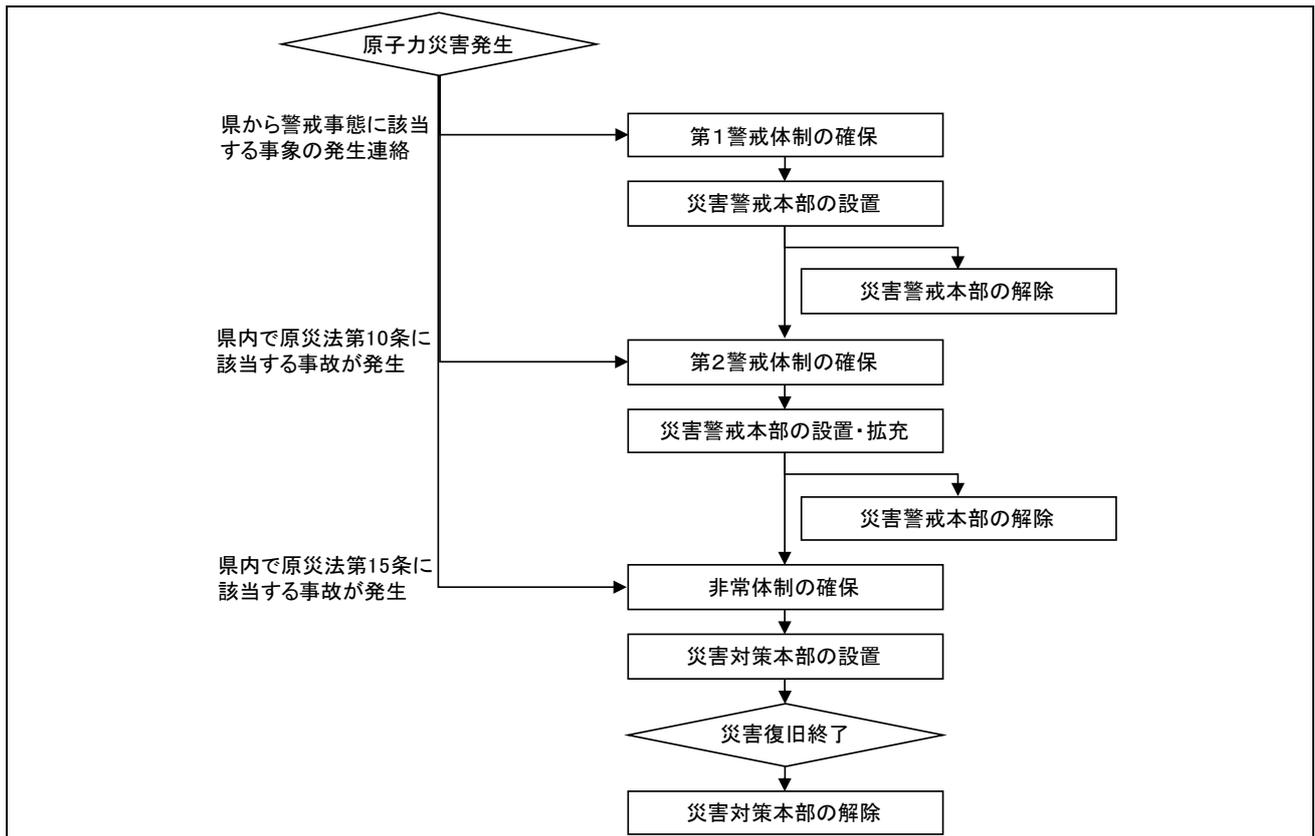


部	班	業務内容	摘要
<b>第1警戒体制 発令（震度4の地震発生）</b>			
1 総務部は、第1警戒体制を確保する	1-1 総務班は、第1警戒体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1 地震に関する情報を収集する	
		1-1-2 第1警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
	1-2 危機管理監は、第1警戒体制を発令する		
	1-3 総務班は、体制を伝達する	1-3-1 職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
		1-3-2 メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する	
2 危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1 総務班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1 大野町役場に、災害警戒本部を設置する	
		2-1-2 関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>第1警戒体制 解除</b>			
3 危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除	3-1 総務班は、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1 災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	

部		班		業務内容		摘要
	する	3-2	危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>第2警戒体制の発令（震度5弱の地震発生または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意））</b>						
4	総務部は、第2警戒体制を確保する	4-1	総務班は、第2警戒体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	地震に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	危機管理監は、第2警戒体制を発令する			
		4-3	総務班は、体制を伝達する	4-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
4-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
5	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	
<b>第2警戒体制 解除</b>						
6	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する	6-1	総務班は、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>非常体制 発令（緊急地震速報発表、震度5強以上の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））</b>						
7	町長は、非常体制を確保する	7-1	危機管理監は、非常体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	地震に関する情報を収集する	
				7-1-2	非常体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	危機管理監は、非常体制を発令する			
		7-3	本部連絡員室は、体制を伝達する	7-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
7-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
8	町長は、災害対策本部を設置する	8-1	町長は、災害対策本部を設置する	8-1-1	大野町役場に、災害対策本部を設置する	
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先

部		班		業務内容		摘要
<b>災害復旧終了等</b>						
9	町長は、災害対策本部を解除する	9-1	対策本部は、体制及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	災害復旧の状況に基づき、体制及び災害対策本部の解除を検討する	
		9-2	町長は、体制及び災害対策本部を解除する			

M3-01-03 災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害）

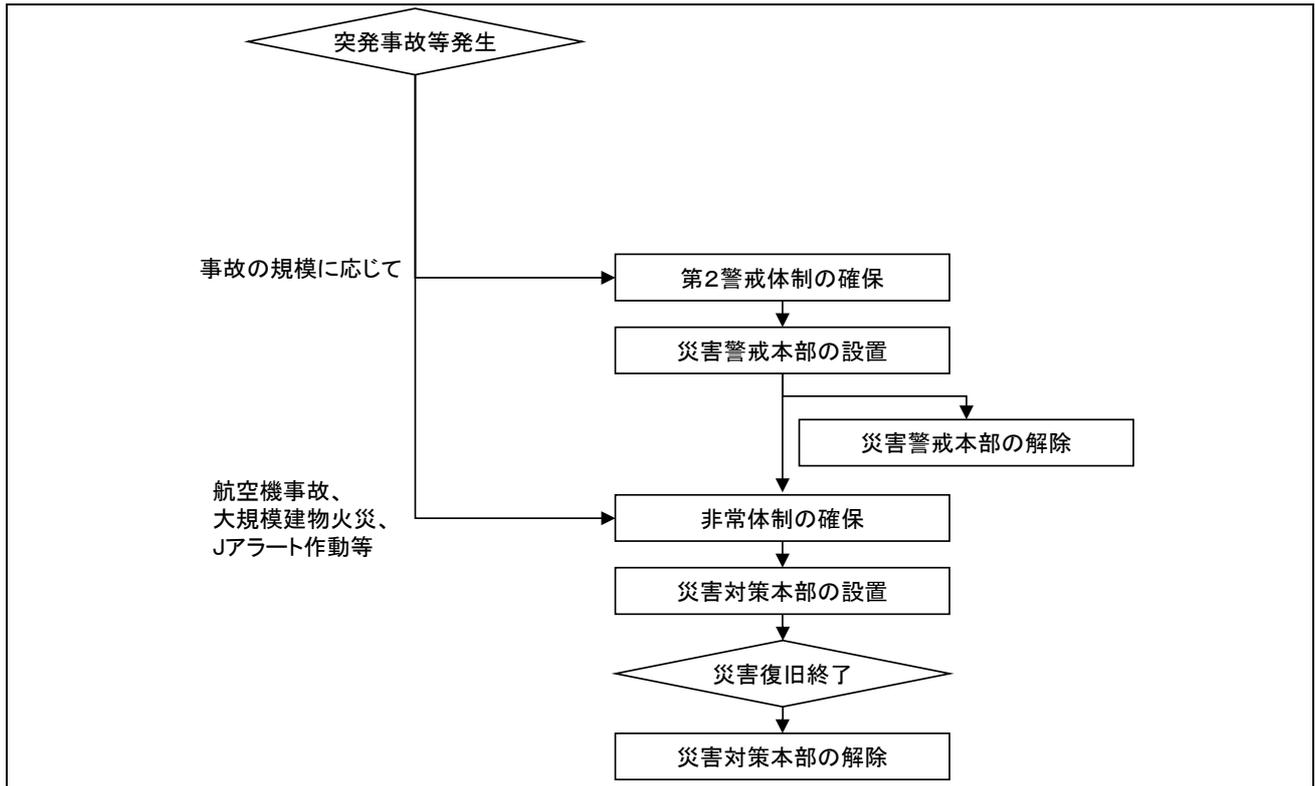


部	班	業務内容	摘要
<b>第1警戒体制の発令（県から警戒事態に該当する事象の発生連絡があった場合）</b>			
1 総務部は、第1警戒体制を確保する	1-1 総務班は、第1警戒体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1 原子力災害に関する情報を収集する	
		1-1-2 第1警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
	1-2 危機管理監は、第1警戒体制を発令する		
	1-3 総務班は、体制を伝達する	1-3-1 職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
1-3-2 メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する			
2 危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1 総務班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1 大野町役場に、災害警戒本部を設置する	
		2-1-2 関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>第1警戒体制 解除</b>			
3 危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除	3-1 総務班は、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1 災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	

部		班		業務内容		摘要
	する	3-2	危機管理監は、第1警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>第2警戒体制 発令（原災法第10条に該当する事故等）</b>						
4	総務部は、第2警戒体制を確保する	4-1	総務班は、第2警戒体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	危機管理監は、第2警戒体制を発令する			
		4-3	総務班は、体制を伝達する	4-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
4-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
5	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>第2警戒体制 解除</b>						
6	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する	6-1	総務班は、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する			
<b>非常体制 発令（原災法第15条に該当する事故等）</b>						
7	町長は、非常体制を確保する	7-1	危機管理監は、非常体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				7-1-2	非常体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	町長は、非常体制を発令する			
		7-3	本部連絡員室は、体制を伝達する	7-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
7-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する					
8	町長は、災害対策本部を設置する	8-1	町長は、災害対策本部を設置する	8-1-1	大野町役場に、災害対策本部を設置する	
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先

部		班		業務内容		摘要
<b>非常体制 解除</b>						
9	町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する	9-1	対策本部は、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する	
		9-2	町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する			

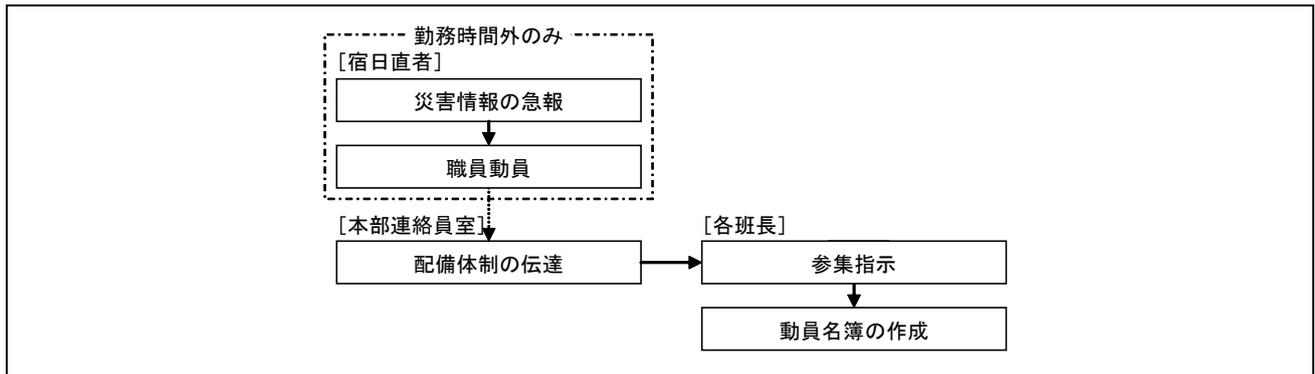
M3-01-04 災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等）



部		班		業務内容		摘要
<b>第2警戒体制 発令</b>						
1	総務部は、第2警戒体制を確保する	1-1	総務班は、第2警戒体制の要件（町長の判断）を満たしたことを確認する	1-1-1	突発事故等に関する情報を収集する	
				1-1-2	第2警戒体制の発令基準を満たしたことを確認する	
		1-2	危機管理監は、第2警戒体制を発令する			
		1-3	総務班は、体制を伝達する	1-3-1	職員に職員メール・庁内放送で伝達する	
				1-3-2	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する	
2	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1	危機管理監は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	大野町役場に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>第2警戒体制 解除</b>						
3	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する	3-1	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第2警戒体制及び災害警戒本部の解除を検討する	
		3-2	危機管理監は、第2警戒体制及び災害警戒本部を解除する			

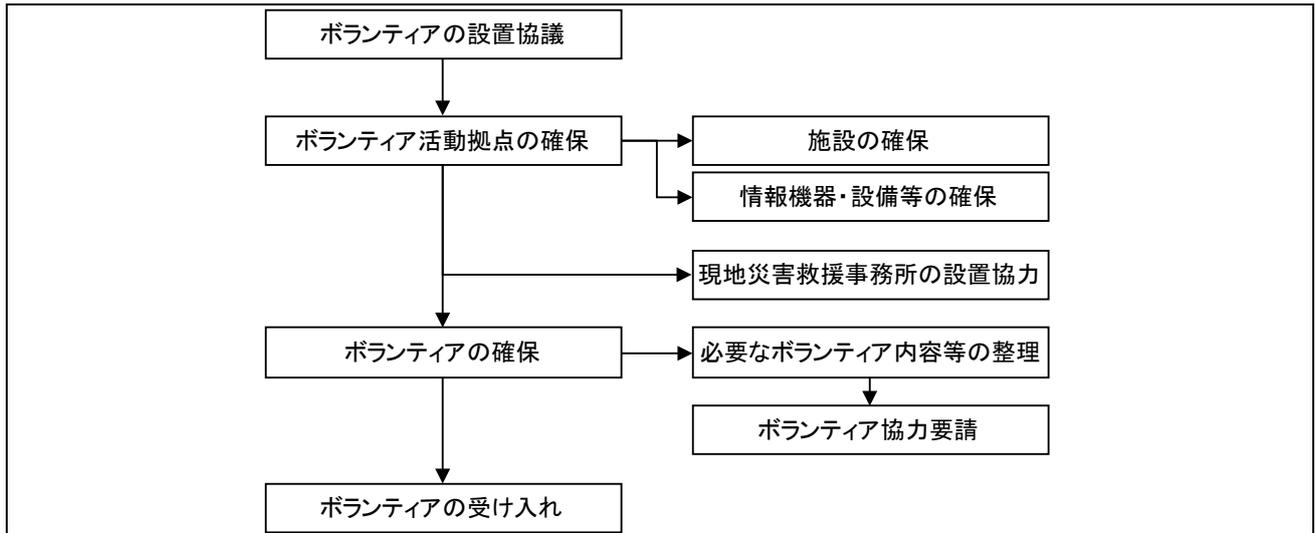
部	班	業務内容	摘要	
<b>非常体制 発令</b>				
4 町長は、非常体制を確保する	4-1	危機管理監は、非常体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1 突発事故等に関する情報を収集する	
			4-1-2 非常体制の発令基準を満たしたことを確認する	
	4-2	危機管理監は、非常体制を発令する		
	4-3	本部連絡員室は、体制を伝達する	4-3-1 職員に職員メール・庁内放送で伝達する	S3-01-01 町本部員の身分証明 S3-01-02 体制等の伝達系統
			4-3-2 メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する	
5 町長は、災害対策本部を設置する	5-1	町長は、災害対策本部を設置する	5-1-1 大野町役場に、災害対策本部を設置または拡充する	
			5-1-2 関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-01-03 本部設置の報告先
<b>非常体制 解除</b>				
6 町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する	6-1	対策本部は、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する	6-1-1 災害状況、応急復旧状況等に基づき、非常体制及び災害対策本部の解除を検討する	
	6-2	町長は、非常体制及び災害対策本部を解除する		

M3-02-01 要員の動員・確保



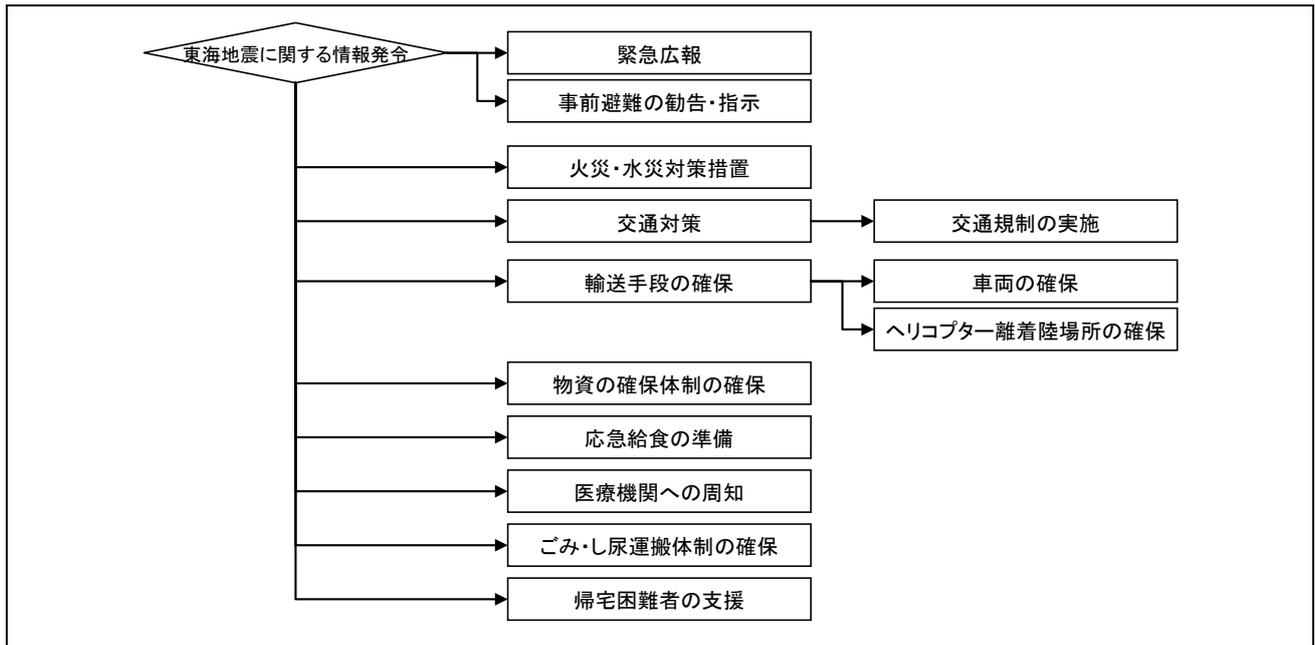
部	班	業務内容	摘要			
<b>(勤務時間内)</b>						
1	危機管理監は、体制情報を伝達する	1-1-1	各班長に体制を伝達する	S3-02-01 職員動員の伝達系統		
		1-1-2	職員に電話・庁内放送等で伝達する			
2	各部長は、職員を動員する	2-1	各班長は、体制対象職員に参集を指示する			
		2-2	各班長は、参集状況を把握する			
		2-3	各班長は、総務班に、動員状況を報告する			
<b>勤務時間外</b>						
3	危機管理監は、体制情報を伝達する	3-1	宿日直者は、危機管理監に、災害の情報を急報する			
		3-2	危機管理監は、参集基準に従い、職員、関係職員等を、電話・メール等により動員する			
		3-3	危機管理監は、各班長に体制情報を伝達する	3-3-1	各班長に体制を伝達する	
		3-4	総務班は、職員及び消防団員の出勤を要する場合、防災行政無線またはサイレン作動による処置をとる			
4	各部長は、職員を動員する	4-1	各班長は、体制対象職員に参集を指示する	4-1-1	庁内職員に職員メール・電話等で伝達する	S3-02-01 職員動員の伝達系統
		4-2	各班長は、参集状況を把握する	4-2-1	メールで確認の取れない職員に対し、電話等で伝達を確認する	
		4-3	各班長は、総務班に、動員状況を報告する			

M3-04-01 ボランティアの受け入れ・活動支援



部	班	業務内容	摘要
1 民生部は、ボランティアの受け入れを検討する	1-1 福祉班は、大野町社会福祉協議会とボランティア受け入れを協議する	1-1-1 福祉班は大野町福祉協議会に、町内被害状況、要ボランティア支援地域等の情報を提供する	
		1-1-2 福祉班は大野町福祉協議会と協議し、必要に応じボランティアセンターの設置を要請する	
2 民生部は、ボランティアの受け入れ体制を確保する	2-1 福祉班は、関係機関・団体にボランティア受け入れの活動拠点を確保する	2-1-1 活動拠点となる施設を確保する	
		2-1-2 必要な情報機器、設備等を確保する	
	2-2 福祉班は、現地災害救援事務所の設置に協力する	2-2-1 大野町社会福祉協議会・県社会福祉協議会による現地災害救援事務所の設置に協力する	
3 民生部は、ボランティアを確保する	3-1 福祉班は、ボランティア受け入れのための協力を要請する	3-1-1 大野町社会福祉協議会と連携し、町内で必要なボランティアの内容、必要人員を整理する	
		3-1-2 大野町社会福祉協議会、県と連携し、近隣市町村、報道機関に、ボランティア受け入れのための協力を要請する	
	3-2 ボランティアの活動拠点を確保する	3-2-1 ボランティアの活動拠点となる施設を確保する	
		3-2-2 必要な情報機器、設備等を確保する	
	3-3 福祉班は、専門ボランティアの派遣先を調整する	3-3-1 専門知識・技術を要するボランティア（専門ボランティア）の派遣先を調整する	
	4 各部は、ボランティアを受け入れる	4-1 各部は大野町社会福祉協議会と連携しボランティアを受け入れる	

M3-08-01 東海地震に関連する情報発表時の対策



部		班		業務内容		摘要
1	総務部は、東海地震に関する情報を整理する			1-1-1	東海地震予知情報、東海地震注意情報の発表を確認する	
2	総務部は、東海地震に関する情報の広報を実施する	2-1	総務班は、緊急広報を実施する	2-1-1	広報する情報を整理する	S3-08-07 地震に関連する情報発表時の広報事項
				2-1-2	町防災行政無線、ホームページ、広報車等により、情報を伝達する	
				2-1-3	報道機関に、情報を提供する	
3	総務部は、問合せに対応する	3-1	政策財政班は、問い合わせ窓口を設置し、問合せに対応する	3-1-1	問い合わせ窓口を設置する	
				3-1-2	居住者からの問い合わせに対応する	
4	本部連絡員室は、事前避難対策を実施する	4-1	総務班は、事前避難を指示する	4-1-1	警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、避難の指示を実施する	S2-16-01 事前避難体制
				4-1-2	避難者に対し、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の供与等の措置をとる	
5	消防部は、消防・水防対策を実施する	5-1	消防部は、警戒宣言が発令された場合、消防対策を実施する	5-1-1	地震発生後の火災発生に備え、消防対策措置を実施する	S3-08-08 東海地震に関する情報発表時の消防対策措置
		5-2	消防部は、警戒宣言が発令された場合、水防対策を実施する	5-1-2	地震発生後の水害発生に備え、水害予防措置を実施する	S3-08-09 東海地震に関する情報発表時の水防予防措置

部		班		業務内容		摘要
6	産業建設部は、交通対策を実施する	6-1	建設班は、道路危険箇所に係る管理上必要な措置をとる	6-1-1	道路危険箇所において交通規制を実施する等の措置をとる	
				6-1-2	住民に、実施した措置について広報する	
7	本部連絡員室は、車両による輸送手段を確保する	7-1	総務班は、車両を確保する	7-1-1	緊急輸送実施のための車両を調達する	
				7-1-2	県に要請またはあつせんを依頼する	
8	本部連絡員室は、ヘリコプターによる輸送手段を確保する	8-1	総務班は、ヘリコプターの離着陸場所を確保する	8-1-1	ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を確保し、県に報告する	S3-15-03 発着可能臨時ヘリポート
9	本部連絡員室は、物資の確保対策を実施する	9-1	総務班は、物資の確保体制を確保する	9-1-1	生産者、卸売業者、大型小売業者等に、物資の保管および放出準備等を要請し、物資の調達体制を確保する <b>【物資別担当班】</b> ・生活必需品：福祉班 ・食品：給食センター班 ・医薬品：健康班	S2-18-01 災害時 応援協定一覧
10	教育部は、応急給食の実施体制を確保する	10-1	学校教育班は、応急給食の準備を行う	10-1-1	応急給食のための要員、資機材、運搬手段等を確保する	
11	民生部は、医療・助産対策を実施する	11-1	保健センター班は、警戒宣言発令を周知する	11-1-1	各医療機関に警戒宣言発令を伝達し、医師等の職員および外来、入院患者等に対して周知するよう要請する	
				11-1-2	各医療機関に防災処置の実施を要請する	
		11-2	保健センター班は、医薬品等の確保体制を確保する	11-2-1	製薬業者等に、医薬品等の保管および放出準備等を要請する	
12	民生部は、清掃対策の準備を行う	12-1	環境生活班は、ごみまたはし尿の収集運搬体制を確保する	12-1-1	本部職員と委託ごみ収集業者をもって、清掃班を編成する準備を行う	
				12-1-2	ごみまたはし尿収集のための車両の確保を準備する	
		12-2	環境生活班は、仮設トイレ設置のための準備を行う	12-2-1	仮設トイレ設置のための資機材の調達準備を行う	
13	民生部は、防疫のための準備を行う	13-1	環境生活班は、防疫用資機材、防疫薬剤等の確保体制を確保する	13-1-1	協力業者に、防疫用資機材、防疫薬剤等の保管および放出準備等を要請する	
14	本部連絡員室は、帰宅困難者対策を実施する	14-1	総務班は、帰宅困難者を支援する	14-1-1	安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供等、帰宅のための支援を行う	

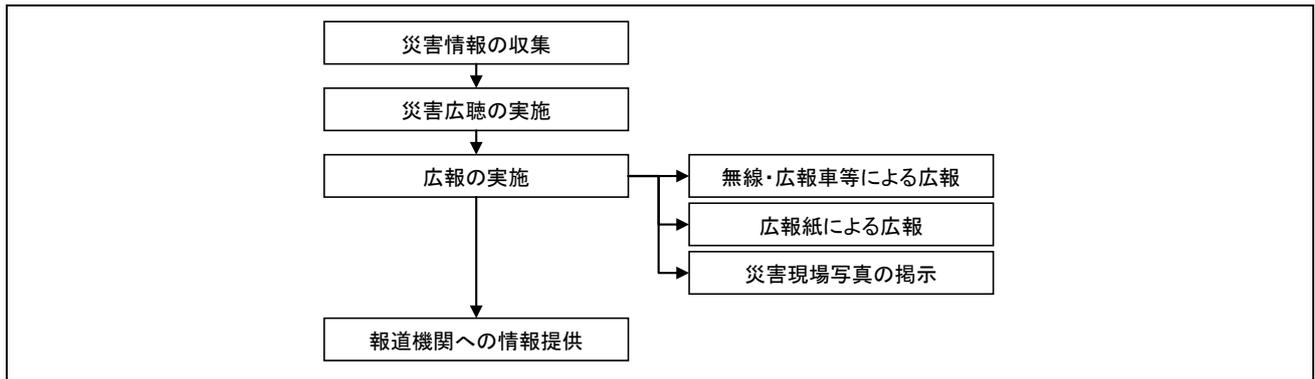
M3-08-02 情報収集・連絡体制

<div style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[各部]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">災害情報の収集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被害状況等の調査</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="margin-right: 10px;">↑</div> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> <div style="margin-right: 10px;">報告</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[本部連絡員室]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">災害情報の集約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">↑</div> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> <div style="margin-right: 10px;">連絡</div> </div> </div>					
部	班	業務内容		摘要	
1 各部は、情報を収集・報告する	1-1	各班は、異常現象等の情報を収集する		S3-08-12 被害状況の調査責任者	
	1-2	各班は、消防機関、水防機関に、異常現象を通報する			
	1-3	各班は、被害状況及び災害応急対策実施状況を調査し、とりまとめる			
	1-4	各班は、とりまとめた情報を報告する			
2 危機管理監は、各種情報を収集し、各部に連絡する	2-1	危機管理監は、情報を収集する	2-1-1	各部を通じて得た情報を集約する	様式41 災害概況報告
			2-1-2	気象庁及び岐阜地方気象台等との連絡等により、気象状況、地震情報等を受理する	
			2-1-3	庁舎に設置されている雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力によって、異常気象状況を把握する	
	2-2	危機管理監は、各種情報を連絡する	2-2-1	収集した情報を、事項を所管する担当部長および班長に連絡する	
			2-2-2	町防災行政無線により、住民に必要な情報（気象警報、異常現象、地震予知情報等）を周知する	S3-08-03 警報等の伝達系統
	2-3	危機管理監は、即時報告（災害速報）を実施する	2-3-1	即時報告をとりまとめる	
			2-3-2	住民若しくは関係機関からの情報、災害防護応急措置等についての情報を整理する	
			2-3-3	県支部総務班に、整理した情報を報告する	様式42号 災害状況報告
	3 各部は、被害状況を調査、報告する	3-1	税務班は、住家等の一般被害状況を調査、報告する	3-1-1	調査員に調査結果及び避難を指示する
3-1-2				被害状況を判定する	S3-08-16 被害程度の判定の基準
3-1-3				調査結果をとりまとめ、報告書を作成し本部連絡員室に提出する	

部	班	業務内容	摘要
		3-1-4 県支部総務班に報告書を提出する	S3-08-14 被害状況等の報告系統
	3-2 福祉班は、社会福祉施設等被害状況を調査、報告する	3-2-1 施設管理者の協力を得て被害状況を調査する	S3-08-16 被害程度の判定の基準
		3-2-2 各施設管理者が作成した報告書を集計し、報告を作成し本部連絡員室に提出する	様式27号 社会福祉施設等災害対応(休所・避難)状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書
		3-2-3 県支部救助班、県本部健康福祉政策班に報告書を提出する	
	3-3 保健センター班・環境生活班・建設班は、医療衛生、水道施設被害状況を調査、報告する	3-3-1 関係機関の協力を得て被害状況を調査する	
		3-3-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式29号 医療衛生施設被害状況等報告書
		3-3-3 県支部保健班に報告書を提出する	
	3-4 まちづくり推進班は、商工業及び観光施設被害状況を調査、報告する	3-4-1 商工会その他関係団体と協力して被害状況を調査する	S3-08-17 商工業・観光施設の被害状況調査方法
		3-4-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式31号 商工業関係被害状況等報告書
		3-4-3 県支部商工班に報告書を提出する	
	3-5 農林班は、農林業関係被害状況を調査、報告する	3-5-1 各地区別に調査員を派遣し、関係団体の協力を得て被害状況を調査する	S3-08-18 農業の被害状況調査方法 S3-08-19 林業の被害状況調査方法
		3-5-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式42号 災害状況報告・中間調査報告・確定(詳細)調査報告(被害状況即報)
		3-5-3 県支部農林班または県支部林政班に報告書を提出する	
	3-6 建設班は、町営住宅の被害状況を調査、報告する	3-6-1 町営住宅の被害状況を調査する	
		3-6-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式42号 災害状況報告・中間調査報告・確定(詳細)調査報告(被害状況即報)

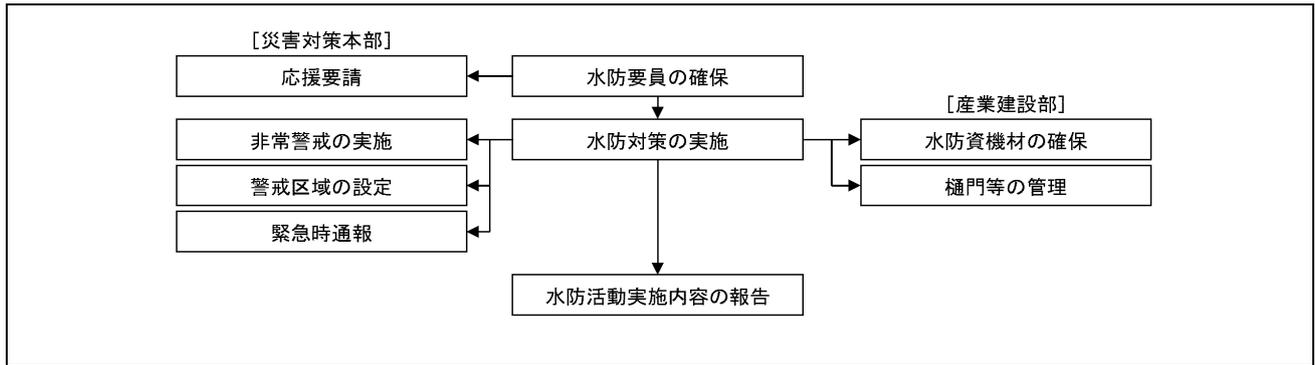
部	班	業務内容	摘要
		3-6-3 県支部土木班に、調査結果を報告する	
	3-7 建設班は、土木施設関係被害状況を調査、報告する	3-7-1 被害区域に調査員を派遣し、県支部土木班員と共同して被害状況を調査する	
		3-7-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式33号 土木施設被害状況報告書 様式34号 都市施設被害状況報告書
		3-7-3 県支部土木班に調査結果を報告する	
	3-8 教育部各班は、教育関係施設被害状況を調査、報告する	3-8-1 町の施設及び文化財の被害状況を調査する	S3-08-20 教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等
		3-8-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成し、本部連絡員室に報告する	様式35号 教育・文化関係被害状況等報告書
		3-8-3 県支部教育班に調査結果を報告する	
	3-9 総務班は、町有財産被害状況を調査、報告する	3-9-1 庁舎、その他物品の被害状況を調査する	
		3-9-2 調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式36号 町有財産被害状況等報告書
		3-9-3 本部連絡員室に調査結果を報告する	

M3-08-03 災害広報



部		班		業務内容		摘要
1	本部連絡員室は、災害情報を収集する	1-1	総務班は、災害情報を収集する	1-1-1	広報資料を収集する	
				1-1-2	広報すべき災害情報を整理する	
		1-2	総務班は、災害広報を実施する	1-2-1	住民の所望を把握する	
				1-2-2	住民の所望を整理し、速報を作成、配布する	
				1-2-3	被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応じる	
		1-2-4	各部局の対策等を検討する			
2	災害対策本部は、住民の安否情報を提供する	2-1	各班は、住民の安否情報を収集し、安否照会に対応する	2-1-1	各避難所単位で住民の安否情報を収集する	
				2-1-2	安否照会のための専用電話、専用窓口を設置し、住民等からの安否照会に対応する	
3	本部連絡員室は、広報を実施する	3-1	総務班は、広報を実施する	3-1-1	町防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、インターネット、広報車等により、広報を実施する	
				3-1-2	自治会等を通じて、住民に広報を実施する	
		3-2	総務班は、災害現場写真を掲示する	3-2-1	災害現場写真を撮影する	
				3-2-2	災害現場写真を収集する	
				3-2-3	収集した災害現場写真を町本部等に掲示する	
		3-3	総務班は、報道機関に情報を提供する	3-3-1	報道機関への広報内容を整理する	
				3-3-2	報道機関に災害情報を発表する	
3-3-3	報道機関に災害情報を発表した旨を県本部に報告する					

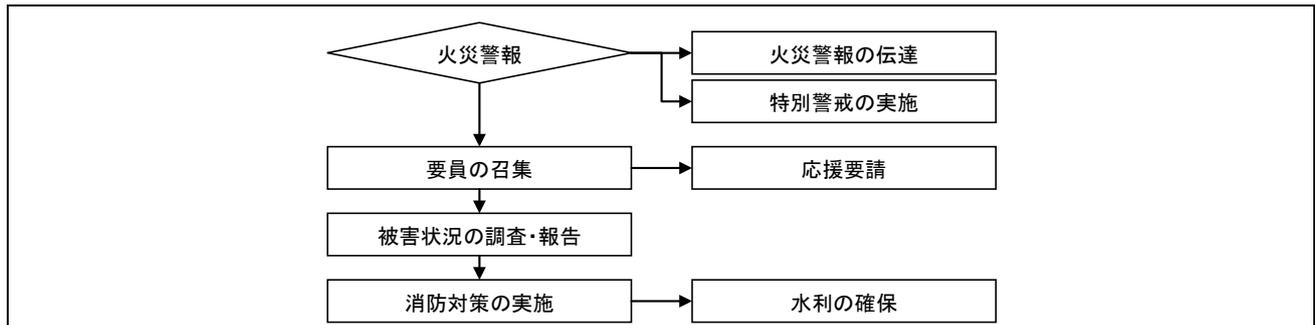
M3-09-01 水防計画



部	班	業務内容	摘要
1 本部連絡員室は、水防要員を確保する	1-1 総務班は、消防（水防）団の出動を要請する	1-1-1 消防（水防）団の出動が必要な場合、危機管理監に報告する	S3-09-01 水害に関する警戒すべき区間・箇所
		1-1-2 危機管理監は消防（水防）団長に消防団の出動を要請する	
	1-2 消防（水防）団は、応援要請を実施する	1-2-1 水防活動要員や水防資機材等が確保できない場合、必要な人員数、物資名、数量、携行品等を検討する	
		1-2-2 消防（水防）団は災害対策本部と協議し、県支部土木班、隣接市町村に、水防活動要員や水防資機材等の応援またはあつ旋等を要請する	
2 産業建設部は、水防対策を実施する	2-1 建設班は、水防上の警報、注意報を受信した場合、必要な措置を講じる	2-1-1 建設班員を待機させる	
		2-1-2 水防資機材を確保する	
	2-2 建設班は、樋門等を管理する	2-2-1 必要に応じて樋門等の開閉操作を行う	
		2-2-2 関係機関に、樋門等を操作した旨を連絡（報告）する	
3 災害対策本部は、水災対策を実施する	3-1 消防（水防）団長は、非常警戒を実施する	3-1-1 消防（水防）団員は、被害箇所等を巡回し、異常を確認する	S3-09-02 避難情報等の対象となる避難すべき区域
		3-1-2 水防団員は、異常発見時、災害対策本部と協議し、対策を講じる	
	3-2 消防（水防）団長は、警戒区域を設定する	3-2-1 消防（水防）団長は、洪水等により住民の生命が危険と認められるときは、災害対策本部長に報告する	
		3-2-2 消防（水防）団長は、警戒区域を設定する	

部		班		業務内容		摘要
				3-2-3	消防（水防）団長は、関係者以外の立ち入りを禁止または制限する	
				3-2-4	消防（水防）団長は、当該区域内の居住者等を避難させる	S3-09-03 水害に関する避難情報等の発令基準 S3-09-04 水害に関する避難情報等の伝達方法
		3-3	消防（水防）団長は、緊急時に通報する	3-3-1	消防（水防）団長は、堤防その他の施設が決壊した場合、本部長に報告する	
4	災害対策本部は、活動実施内容の報告を受ける	4-1	消防（水防）団長は、水防活動の実施内容を報告する	4-1-1	消防（水防）団長は、建設班に、水防実施報告書、使用資材費内訳を水防活動完了時に提出する	様式23号 水防実施報告書 様式24号 使用資材費内訳

M3-09-02 消防計画



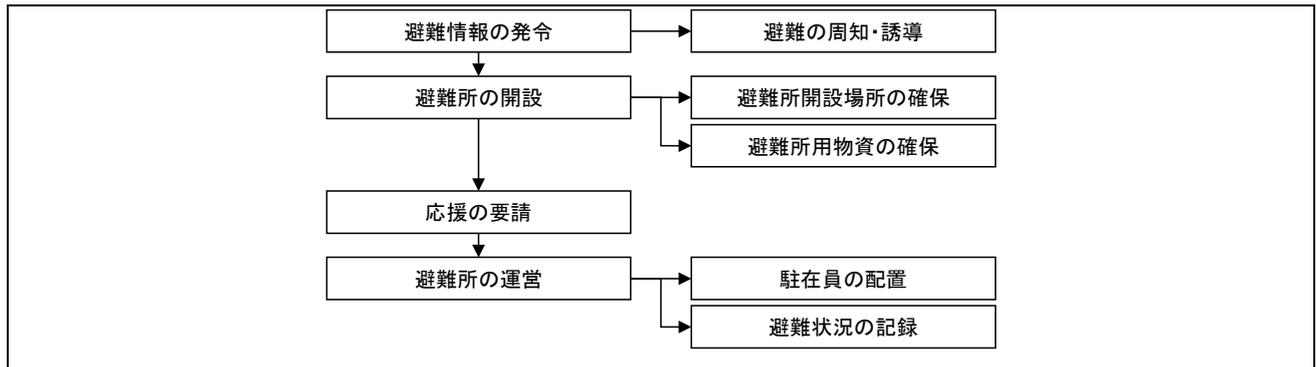
部		班		業務内容		摘要
1	各部は、初期消火を実施する	1-1	各班、自主防災組織等は、出火を発見した場合、消火器やバケツ等による初期消火を実施する			
2	消防部は、火災警報時の対策を実施する	2-1	消防団は、火災警報の伝達、周知徹底を実施する	2-1-1	住民に対し、町防災行政無線、消防車等により、火災警報の発令・解除、出火等の防止について周知する	様式22号 火災気象通報
				2-1-2	火災警報発令のサイレンを吹鳴する	
		2-2	消防団は、警戒活動を実施する	2-2-1	火災発生に備え待機する	
				2-2-2	異常気象時等、特別警戒を実施する	
3	消防部は、要員を確保する	3-1	消防団は、消火等のための要員を招集する	3-1-1	町防災行政無線、モーターサイレンの吹鳴、無線による音声伝達、電話、メール等により、要員を招集する	
				3-1-2	サイレンによる招集信号を打鐘する	
				3-1-3	班長は、団員の出勤状況を確認し、分団長に報告する	
4	消防部は、被害状況等を調査・報告する	4-1	消防団は、被害状況その他調査、報告を実施する	4-1-1	揖斐消防組合消防本部に、被害状況等の情報を報告する（火災月報、火災報告、火災詳細、火災即報）	様式21号 火災等即報
5	消防部は、火災対策を実施する	5-1	消防団は、水道の断減水、自然水利の減水時の処置を実施する	5-1-1	自然水利等の巡回点検により水利確保に努め、中継等による防御、水利の統制を行う	
				5-1-2	町防災行政無線（同報系）、消防車等により防火予防の広報を実施する	
6	消防部は、応援要員を派遣する	6-1	消防団は、他市町村等を応援する	6-1-1	相互応援協定を締結している市町村等から応援要請があった場合、所要の機械器具、人員等の派遣を指示する	S2-18-01 災害時応援協定一覧

部		班		業務内容		摘要
7	消防部は、関係機関と協議する	7-1	消防団は、警察機関との協議を実施する	7-1-1	犯罪のおそれや交通に支障がある事項、火災鎮火後の処理、火災発生原因の調査等の事項について、警察機関と協議する	
8	各部は、感染症対策を行う	8-1	各班は、感染症対策を行う	8-1-1	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する	

M3-10-01 罹災証明書の発行等

[総務部・民生部]		[本部連絡員室]		[各部]	
被災者台帳の作成		救助活動実施状況の整理		救助活動実施状況の整理	
罹災証明書の発行		救助日誌の作成			
部	班	業務内容		摘要	
1 総務部、民生部は、被災者台帳を作成し、罹災証明書を発行する	1-1 税務班は、現地調査を実施し、被災状況を把握し、罹災証明書発行スケジュールを作成する	1-1-1	現地調査を実施し、被害状況調査票を作成する		
		1-1-2	被害状況調査表に基づき、被災者台帳を作成する	様式55号 被災者台帳 様式26号 住家等一般被害調査表 様式62号 救助用物資割当台帳	
		1-1-3	罹災証明書発行スケジュールを作成する		
	1-2 住民班は、被災者台帳を作成する	1-2-1	被災者台帳を整備保管する		
		1-2-2	罹災者旅行証明書を発行する	様式67号 罹災者旅行証明書	
	1-3 税務班は、罹災証明書を発行する	1-3-1	税務班において、罹災証明書交付申請書を受け取る	様式44号 罹災証明書	
		1-3-2	税務班において、罹災証明書を交付する	様式44号 罹災証明書	
		1-3-3	罹災証明書が交付できない場合、仮罹災証明書を交付する	様式45号 仮罹災証明書	
	2 各部は、救助活動の実施状況を報告する	2-1 各班は、被災者の救出、避難所の開設、炊出し、医療等の応急救助の実施状況を本部連絡員室に報告する			S3-08-13 救助の報告を要する事項・内訳 S3-10-01 災害救助法適用基準
3 本部連絡員室は、県に報告する	3-1 総務班は、救助活動の実施状況を県に報告する	3-1-1	各部から収集した救助活動の実施状況を整理する		
		3-1-2	救助日報を作成する	様式3号 救助日報 様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況	
		3-1-3	救助日報を、県支部救助班に報告する		

M3-10-02 避難所の開設



部	班	業務内容	摘要
1 本部連絡員室は、避難に関する情報を発令する	1-1 総務班は、避難に関する情報の発令を検討する	1-1-1 情報を収集し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令を検討する ※発令にあたっては、国、気象台、県が発表する洪水予報等の情報、河川の水位、画像情報、県提供の災害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定に留意	
		1-1-2 必要に応じて、県等に避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言を求める	
		1-1-3 必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用する	
		1-1-4 避難情報を夜間に発令する可能性のある場合は、避難行動をとりやすい時間帯に避難準備に必要な情報を提供する	
		1-1-5 避難のためのリードタイムが少なく、局地的かつ短時間の豪雨の場合、躊躇なく避難指示を発令する	
	1-2 総務班は本部長に、高齢者等避難の発令を具申する		
2 本部連絡員室・産業建設部は、避難を周知・誘導する	2-1 総務班は、避難を周知する	2-1-1 住民に、町防災行政無線、広報車、口頭、ラジオ、テレビ等により、避難に関する情報を周知する	
	2-2 建設班は、立ち退きを指示する	2-2-1 危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する	
	2-3 全班は、避難を誘導する	2-3-1 避難経路の安全確保、通行確保を実施する	
		2-3-2 指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導する	S3-10-04 避難にあたっての留意事項 S3-10-05 避難所の指定

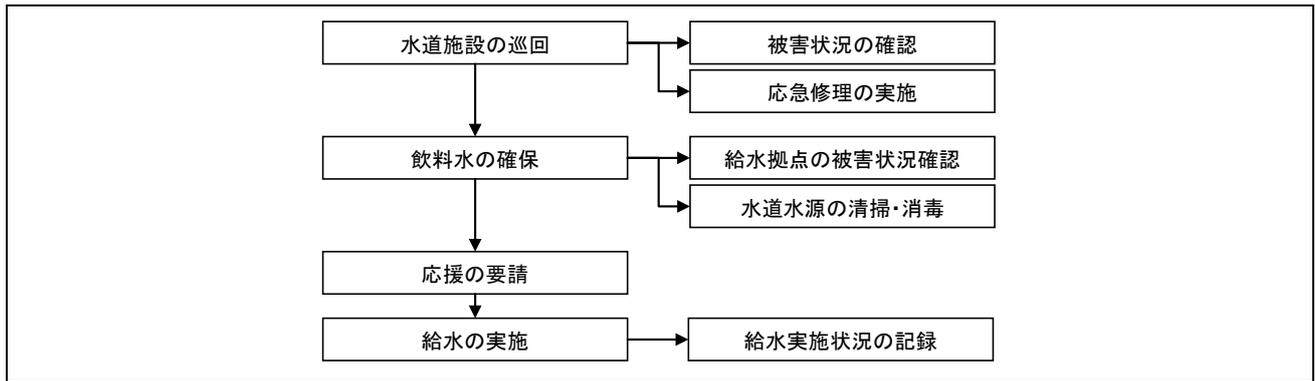
部		班		業務内容		摘要
				2-3-3	安全な場所に移動する「立退き避難」を基本としつつ、洪水等に対しては、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があることなどの条件を満たしていると住民自身が判断する場合、「屋内安全確保」を行う	
				2-3-4	本部室に、避難誘導の実施を報告する	
3	民生部・教育部は、避難所を開設する	3-1	全班は、避難所開設の準備する	3-1-1	避難所の開設場所を検討する	S3-10-06 避難所・避難場所一覧
				3-1-2	避難誘導の報告を受けた場合、避難所の開設準備を開始する	
				3-1-3	県支部総務班に、避難所施設利用に関する強制命令を要請する	
				3-1-4	インターネット端末・電話等を設置する	
		3-2	全班は、避難所用物資を確保する	3-2-1	各部との協力により、受け入れ保護に必要な毛布、ローソク、燃料等の資器材を確保する	
				3-2-2	長期化する場合、仮設風呂またはシャワー対策を検討する	
				3-2-3	所要物資が確保できない場合、県本部に、避難所用物資確保を要請する	
		3-3	全班は、避難所開設状況を報告する	3-3-1	避難所の開設状況、受け入れ状況を整理する	
				3-3-2	県支部に、避難所の開設状況、受け入れ状況を報告する	
		4	本部連絡員室は、応援を要請する	4-1	総務班は、応援を要請する	4-1-1
4-2	総務班は、隣接市町への避難所を確保する					4-2-1
				4-2-2	県支部総務班に、応援を求める内容及び理由、対象人員、移送の方法を明示し、応援を要請する	

部		班		業務内容		摘要
5	民生部・教育部 は、避難所を運営 する	5-1	全班は、避難所に避難所管 理責任者を配置し、避難所 を運営する	5-1-1	避難所に避難所管理責任者を配置 する	
				5-1-2	避難所管理責任者に、避難所の管 理・受け入れ者の保護・避難者情 報・支援対策等の広報を指示する	
				5-1-3	避難所において避難者から世話人 を若干名指定し、避難所管理責任 者の補佐にあたらせる	
				5-1-4	必要に応じて、NPO等の避難所運 営について専門性を有した外部支 援者の協力を得る	
				5-1-5	運営にあたり、女性や子供等に対 する性暴力・DVの発生を防止す るため、以下の観点に努める ・女性用と男性用のトイレを離れ た場所に設置する ・トイレ・更衣室・入浴施設等は 昼夜問わず安心して使用でき る場所に設置する ・照明を増設する ・性暴力・DVについての注意喚 起のためのポスターを掲載する	
		5-2	全班は、避難所の状況を記 録する	5-2-1	避難所に受け入れている避難者、 避難行動要支援者に係る情報を把 握する	
				5-2-2	避難所管理責任者に、避難所にお ける各種記録を指示する	様式53号 救助実 施記録日計票 様式54号 救助の 種目別物資受払状 況 様式56号 避難所 設置及び収容状況 様式57号 避難所 用施設及び器物借 用整理簿 様式68号 避難所 収容者名簿
6	民生部・教育部 は、避難所を閉鎖 する	6-1	全班は、避難所を閉鎖する	6-1-1	避難所を閉鎖する	
		6-2	全班は、避難所の閉鎖状況 を報告する	6-2-1	県支部総務班に、避難所の閉鎖を 報告する	

M3-10-03 食料の供給

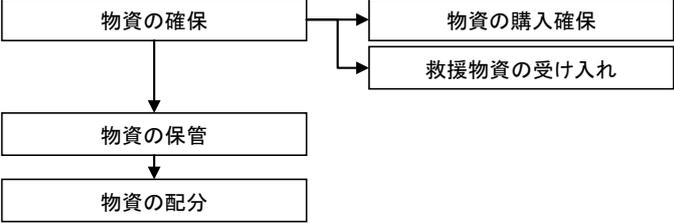
部	班	業務内容	摘要	
1	1-1	1-1-1	使用可能な炊出し施設を検討する	S3-10-08 炊き出し可能施設
		1-1-2	米穀、副食、副食原材料、炊出しのための燃料を町内業者から購入する	
	1-2	1-2-1	食料の給与や物資の調達ができない場合、県支部救助班に要請する	
2	2-1	2-1-1	各炊出し施設において炊出しを実施する	S3-10-09 災害救助法に基づく食料供給実施基準
		2-1-2	献立は、栄養価等を考慮する。	
		2-1-3	各炊出し施設に立ち会い、炊出しの指揮、食品衛生の指導監視を実施する	S3-10-10 食品衛生に関する留意点
		2-1-4	諸記録を作成する	様式53号 実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式58号 炊出し給与状況 様式59号 炊出し協力者、奉仕者名簿
	2-2	2-2-1	炊出しが実施できない場合、米飯業者等から食料を購入する	
		2-2-2	購入した食料を配給する	
3	3-1	3-1-1	炊出し場所数及び炊出し場所別給与人員を整理し、救助日報を作成する	
		3-1-2	県支部総務班に、救助日報の内容を報告する	

M3-10-04 飲料水の供給

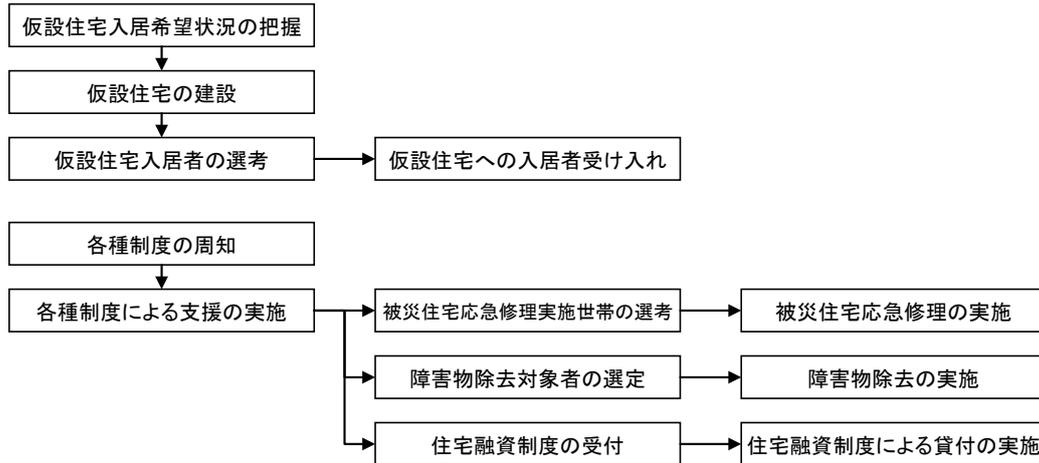


部		班		業務内容		摘要
1	産業建設部は、水道対策を実施する	1-1	建設班は、水道技術管理者等と協力し、水道対策を実施する	1-1-1	施設を巡回して事故発生の有無を確認する	
				1-1-2	施設の損壊、漏水等を確認し、応急措置を講ずる	
2	産業建設部は、応急給水を実施する	2-1	建設班は、飲料水を確保する	2-1-1	給水拠点の被害状況を確認する	S3-10-11 給水拠点所在地
				2-1-2	水道水源を清掃、消毒を実施する	
				2-1-3	水道水源の水質検査を実施し、安全性を確認する	
				2-1-4	水源地又は給水栓から、給水車又は容器により、給水拠点等に運搬する	
		2-2	建設班は、応援を要請する	2-2-1	飲料水が確保できない場合、県支部保健班に要請する	
2-3	建設班は、給水を実施する	2-3-1	給水拠点等にて、給水を実施する	S3-10-12 給水の優先順序 S3-10-13 災害救助法に基づく給水実施基準		
3	産業建設部は、給水の実施状況を報告する	3-1	建設班は、給水の実施状況を整理し、報告する	3-1-1	諸記録を作成する	様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式60号 飲料水の供給簿
				3-1-2	県支部総務班に、飲料水の供給状況（給水地区、対象人員、供給人員、供給方法等）を報告する	

M3-10-05 生活必需品の供給

<div style="text-align: center;">  <pre> graph TD     A[物資の確保] --&gt; B[物資の購入確保]     A --&gt; C[救援物資の受け入れ]     A --&gt; D[物資の保管]     D --&gt; E[物資の配分]                     </pre> </div>						
部	班	業務内容			摘要	
1 民生部は、物資を確保する	1-1 福祉班は、物資を購入確保する	1-1-1	必要な物資を購入確保する	S2-18-01 災害時 応援協定一覧		
	1-2 福祉班は、救助物資を受け入れる	1-2-1	県本部等から救助物資を受け入れる			
		1-2-2	救助物資を引き継ぐ場合、救助用物資引継書を作成する	様式61号 救助用 物資引継書		
2 民生部は、物資の配分を実施する	2-1 福祉班は、物資を保管する	2-1-1	物資の保管場所を選定する			
		2-1-2	配分までの間物資を保管する			
	2-2 福祉班は、物資を配分する	2-2-1	救助物資供給拠点において、救助物資を支給する	S3-10-15 物資配 分場所 S3-10-16 物資供 給対象者 様式43号 世帯構 成員別被害状況報 告書		
		2-2-2	県本部の指示により、残余物資を処置（返還する）			

M3-10-06 応急住宅対策



部		班		業務内容		摘要
1	産業建設部は、住宅対策を周知する	1-1	建設班は、住宅対策に関する各種制度を周知する	1-1-1	被災者に、住宅対策に関する各種制度を説明する	
				1-1-2	被災者に、各住宅対策の希望者を調査する	
2	産業建設部は、仮設住宅を建設する	2-1	建設班は、仮設住宅入居者を選考する	2-1-1	仮設住宅入居希望状況を把握する	
				2-1-2	仮設住宅入居予定者を選考する	S3-10-17 仮設住宅入居者条件
				2-1-3	応急仮設住宅入居該当世帯調を作成し、県本部に報告する	様式47号 応急仮設住宅入居該当世帯調
		2-2	まちづくり推進班は仮設住宅建設予定地を選定する	2-2-1	仮設住宅建設予定箇所の状況を把握する	S3-10-18 仮設住宅設置予定箇所
		2-3	建設班は、仮設住宅を建設する	2-3-1	建設業者に、仮設住宅の建設を依頼する	S3-10-19 仮設住宅の建設と管理
				2-3-2	県支部救助班に、着工報告及び竣工報告を提出する	
2-4	建設班は、仮設住宅に入居者を受け入れる	2-4-1	仮設住宅に入居者を受け入れる	様式49号 応急仮設住宅入居者台帳		
3	産業建設部は、障害物を除去する	3-1	建設班は、障害物の除去を実施する世帯を選考する	3-1-1	障害物除去希望状況を把握する	
				3-2-1	障害物除去予定世帯を選考する	様式51号 障害物除去該当世帯調
		3-2	建設班は、障害物の除去を実施する	3-2-2	奉仕労力又は貸金職員を雇い上げ、障害物の除去作業を依頼する	
				3-3-1	障害物除去の実施状況を救助日報に記録し、県支部建築班に提出する	様式46号 住宅総合災害対策報告書 様式52号 障害物除去記録簿
3-3	建設班は、諸記録を整備、保管する					

部		班		業務内容		摘要
4	民生部は、低所得世帯等に対する住宅対策を支援する	4-1	福祉班、子育て支援班は、低所得世帯等に対する住宅融資を実施する	4-1-1	各種住宅融資制度の適用基準を満たしているか確認する	
				4-1-2	災害援護資金、母子父子寡婦福祉資金、災害援護金による申請を受け付ける	
				4-1-3	貸付額を決定し、被災者に貸し付ける	
5	民生部は、社会福祉施設への入所を支援する	5-1	福祉班は、要介護者の社会福祉施設への入所を支援する	5-1-1	災害により住宅に居住できなくなった要介護者等を、社会福祉施設に入所させる	

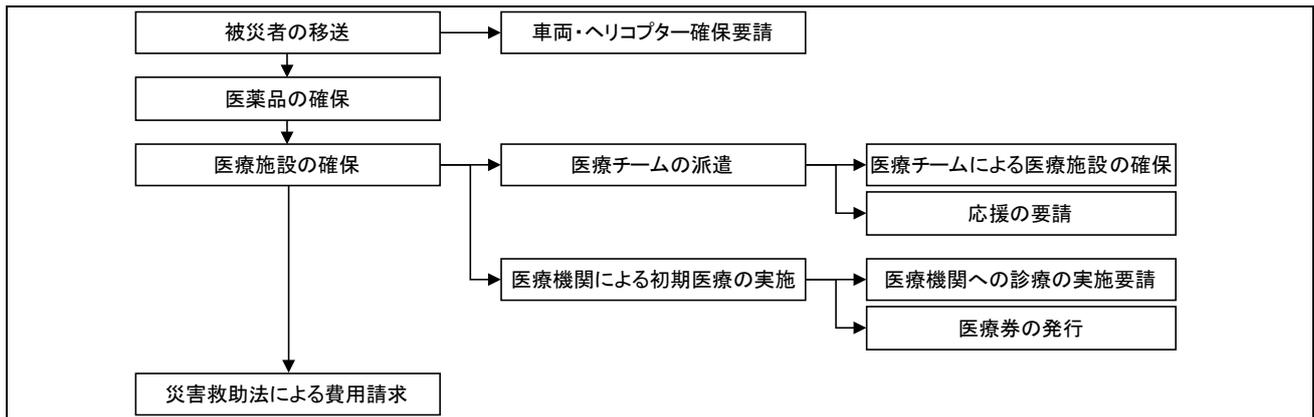
### M3-10-07 建築物等安全対策

<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">建築物の安全対策の実施</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             ↓              ↓           </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">応急危険度判定の実施</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">宅地危険度判定の実施</div> </div> </div>			
部	班	業務内容	摘要
1 産業建設部は、被災建築物の安全対策を実施する	1-1 建設班は、建築物の安全対策を実施する	1-1-1 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	
		1-1-2 本部の設置について、県に連絡する	
		1-1-3 町建築業協会に、判定支援要請を行い、被災建築物の応急危険度判定を実施する	
	1-2 建設班は、宅地等の安全対策を実施する	1-2-1 宅地危険度判定の実施を検討する	
		1-2-2 危険度判定の対象区域及び対象宅地を決定し、県に実施を要請する	

### M3-10-08 災害援護資金貸与

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">各支援金制度の希望者の調査</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">貸付・支給申請の受付</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">支援金の貸付・給付</div>			
部	班	業務内容	摘要
1 民生部は、災害援護資金の貸し付けを実施する	1-1 福祉班は、災害援護資金の貸付を実施する	1-1-1 災害援護資金の貸付希望世帯を調査、選考する	S3-10-20 災害援護資金の貸付対象・内容・条件
		1-1-2 災害援護資金の貸付を実施する	
	1-2 町社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付を実施する	1-2-1 町社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S3-10-21 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件
		1-2-2 町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に申請書を提出する	
		1-2-3 県社会福祉協議会は、申請者に資金を貸付ける	
	1-3 子育て支援班は、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施する	1-3-1 母子父子寡婦福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S3-10-22 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件
		1-3-2 県支部救助員を通じて、県本部子ども家庭班に申請書を提出する	
		1-3-3 申請者に資金を貸付ける	

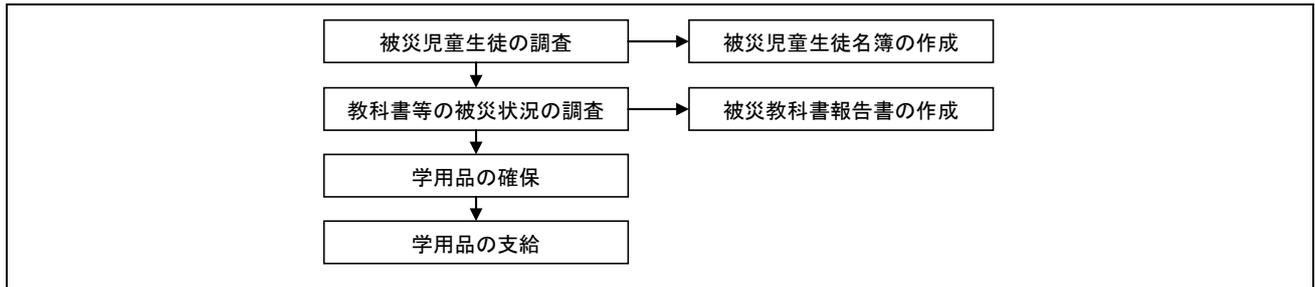
M3-10-09 医療・救護活動



部	班	業務内容	摘要
1 民生部は、被災者を移送する	1-1 福祉班は、被災者を医療施設に移送する	1-1-1 医療施設へ移送する必要がある被災者に関する情報を収集する	
		1-1-2 総務班に、救助に適切な医療収容施設への移送のための車両またはヘリコプターの確保を要請する	
2 民生部は、医薬品・衛生材料を確保する	2-1 保健センター班は、必要な医薬品等を把握する	2-1-1 病院等から医薬品等の調達の要請を受け付ける	
	2-2 保健センター班は、医薬品等を確保する	2-2-1 医療品、衛生材料、医療器具が不足する場合、町内の業者に出荷を要請する	
		2-2-2 医療品、衛生材料、医療器具が町内で確保できない場合、県支部保健班に応援を要請する	
3 民生部は、医療チームによる医療を実施させる	3-1 保健センター班は、医療チームを編成させる	3-1-1 町内の医療関係者をもって、医療チームを編成させる	S3-10-23 医療チームの編成(例) S3-10-24 町内医療機関
		3-2 保健センター班は、医療チームの診療施設を確保し、初期医療を実施させる	3-2-1 現地・避難所等の周辺に、医療チームによる診療施設を確保する (適切な施設がない場合は、天幕等により野外に現地救護所を開設する)
	3-2-2 医療チームを現地に出動させ、初期医療にあたらせる		S3-10-25 医療・救護の対象
	3-3 保健センター班は、応援を要請する	3-3-1 医療チームの活動が長時間(災害発生後3日以上)に及ぶ場合、県支部保健班に、応援を要請する	
4 民生部は、医療機関による医療を実施させる	4-1 保健センター班は、医療機関を確保し、初期医療を実施させる	4-1-1 町内の医療機関に、診療の実施を要請する	
		4-1-2 町内での医療・助産の実施が困難な場合、県支部保健班及び県本部健康福祉部医療整備班に、応援を要請する	

部		班		業務内容		摘要
		4-2	福祉班は、生活保護法による医療券を発行する	4-2-1	揖斐県事務所に、生活保護法による医療券の発行を要請する	
				4-2-2	医療券の発行を要請するいとまがない場合は連絡票（診療依頼書）等の発行で代替し、その旨を揖斐県事務所に連絡する	
				4-2-3	医療券（または連絡票）に「災害」と朱書し、直接救助対象者に発行する	
5	民生部は、費用を請求する	5-1	住民班は、災害救助法に基づき、医療関係費用を請求する	5-1-1	医療チームに要した経費請求書を作成し、関係機関を通じて、県本部健康福祉政策班に提出する	S3-10-26 費用の基準 様式65号 医療チーム（救護班）に要した経費請求書
		5-2	住民班は、災害救助法に基づき、医療機関費用を請求する	5-2-1	医療機関に、診療報酬明細書（レセプト）の提出を依頼する	
				5-2-2	診療報酬明細書（レセプト）をもとに病院診療所医療実施状況・助産台帳にとりまとめ、県本部健康福祉政策班に提出する	様式64号 病院診療所医療実施状況 様式66号 助産台帳

M3-10-10 学用品の支給

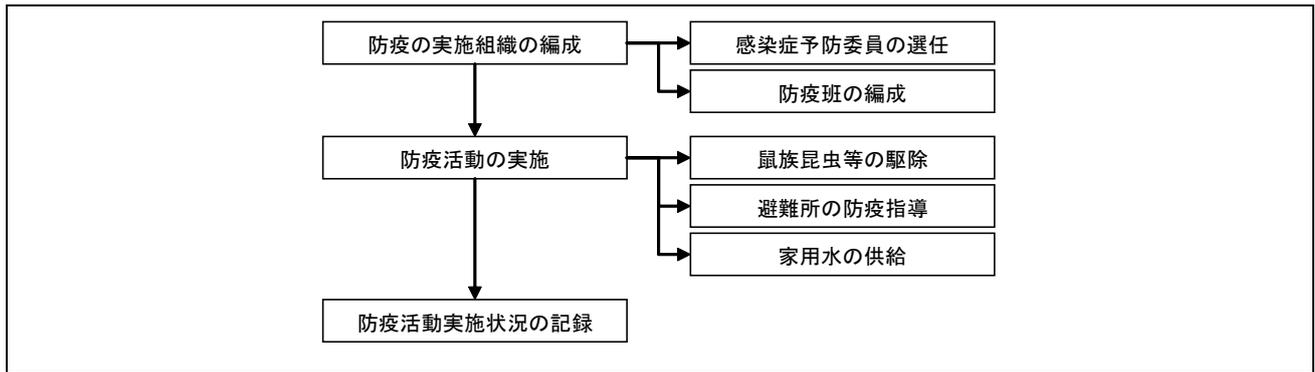


部		班		業務内容		摘要
1	教育部は、被災状況を把握する	1-1	学校教育班は、児童生徒の被災状況を調査する	1-1-1	被災児童生徒を調査する	
				1-1-2	被災児童生徒名簿を作成する	様式85号 被災児童生徒名簿
		1-2	学校教育班は、教科書等の被災状況を調査する	1-2-1	被災教科書等について調査する	
				1-2-2	被災教科書報告書を作成する	様式82号 被災教科書報告書
2	教育部は、学用品を確保する	2-1	学校教育班は、必要な学用品等の数量を整理し、調達する	2-1-1	必要な教科書、文具品等の数量を整理する	S3-10-27 災害救助法による学用品支給条件
				2-1-2	教科書、文具品等を調達する	
				2-1-3	教科書等が調達困難な場合、被災教科書報告書を作成し、県支部教育班に3部提出する	様式82号 被災教科書報告書
3	教育部は、学用品を配分する	3-1	学校教育班は、学用品等を割り当てる	3-1-1	児童生徒の被害区分を被災者台帳による程度区分を照合し、児童生徒別に学用品の給与状況により割り当てる	
				3-2	学校教育班は、学用品等を支給する	3-2-1
		3-2-2	県本部から通知される学用品支給基準（1人当量）に基づき、児童生徒別に学用品の給与状況を作成する			様式89号 学用品の給与状況
		3-2-3	避難等により支給できない児童・生徒の学用品等を保管する			
		3-2-4	学用品等の剰余物資があった場合、県本部に報告し、保管する			
4	教育部は、学用品等の支給の実施状況を記録する	4-1	学校教育班は、諸記録を作成し、報告する	4-1-1	被災児童生徒名簿、被災教科書報告書、学用品引継書、学用品の給与状況、救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況を作成し、県支部教育班に報告する	

M3-10-11 遺体の保護・処理・埋火葬

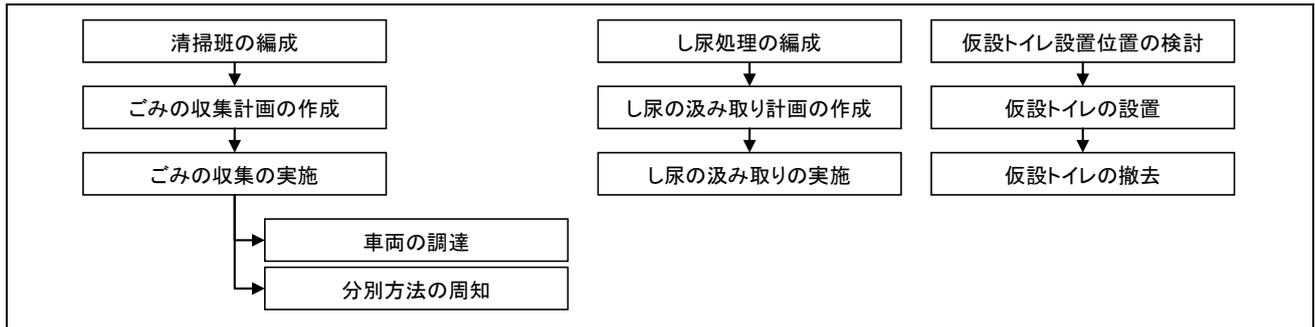
[民生部]			
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">行方不明者捜索の要請</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">遺体見分の依頼</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">遺体処理の依頼</div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">引き取り手のない遺体の埋葬</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">諸記録の作成</div> </div> </div> </div>			
部	班	業務内容	摘要
1 本部連絡員室は、行方不明者の捜索を要請する	1-1 総務班は、行方不明者の捜索を要請する	1-1-1 警察官、消防団員、地元協力者等に、行方不明者の捜索を要請する	S3-10-29 遺体の捜索要請時に明示する事項
		1-1-2 県支部総務班に、遺体の捜索を要請する	
2 民生部は、遺体の見分・処理を実施する	2-1 住民班は、遺体の見分を依頼する	2-1-1 遺体の発見をした場合、県支部警察班に連絡する	
		2-1-2 県支部警察班に、遺体の見分を依頼する	
	2-2 住民班は、遺体の処理を依頼する	2-2-1 遺体の処理場所を確保する	
		2-2-2 医療チーム等に、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を依頼する	
3 民生部は、遺体を埋火葬する	3-1 福祉班は、引き取り手のない遺体を埋火葬する	3-1-1 葬祭業者に、引き取り手のない遺体の応急的な埋火葬を依頼する	S3-10-30 埋火葬の実施の留意点
4 民生部は、諸記録を作成する	4-1 住民班は、諸記録を整備、保管する	4-1-1 遺体の保護に関する諸記録を作成する	様式70号 遺体捜索状況記録簿 様式71号 遺体捜索機械器具修繕簿 様式72号 遺体処理台帳 様式73号 遺体及び所持品引取書 様式74号 死亡診断書(死体検案書) 様式75号 埋火葬台帳
		4-1-2 遺体の保護に関する状況を、救助日報により報告する	様式3号 救助日報

M3-10-12 防疫・保健衛生対策



部		班		業務内容		摘要
1	民生部は、防疫の実施組織を構成する	1-1	環境生活班は、感染症予防委員を選任する	1-1-1	災害防疫実施のための組織として、感染症予防委員を選任する	S3-10-31 感染症予防委員の選任
				1-1-2	感染症予防委員を選任する	
		1-2	環境生活班は、防疫班を編成する	1-2-1	防疫実施のための防疫班を編成する	S3-10-32 防疫班の編成
2	民生部は、防疫対策を実施する	2-1	環境生活班は、鼠族昆虫等を駆除する	2-1-1	鼠族昆虫等を駆除する	S3-10-33 鼠族昆虫等の駆除手順
				2-2-1	県本部防疫関係職員の指示を受け、施設管理者を通じて自治組織を編成させ、避難所の防疫活動を実施する	S3-10-34 消毒方法の基準
3	産業建設部は、水道の防疫対策を実施する	3-1	建設班は、生活用水の防疫活動を実施する	3-1-1	生活用水の供給を行う	S3-10-34 消毒方法の基準
4	民生部は、防疫に関する報告をする	4-1	環境生活班は、県本部に、防疫に関する報告を実施する	4-1-1	県支部保健班に、防疫に関する情報を報告する	様式29号 医療衛生施設被害状況等報告書
				4-1-2	県支部保健班に、災害防疫に関する所要見込み額を報告する	様式78号 災害防疫経費所要額調
				4-1-3	県支部保健班に、防疫活動の終了を報告する	様式79号 災害防疫業務完了報告書
5	民生部は、諸記録を作成する	5-1	環境生活班は、諸記録を整備、保管する	5-1-1	防疫に関する諸記録を作成する	様式77号 防疫活動状況報告書 様式78号 災害防疫経費所要額調
				5-1-2	防災対策本部に、防疫に関する状況を、救助日報により報告する	様式3号 救助日報

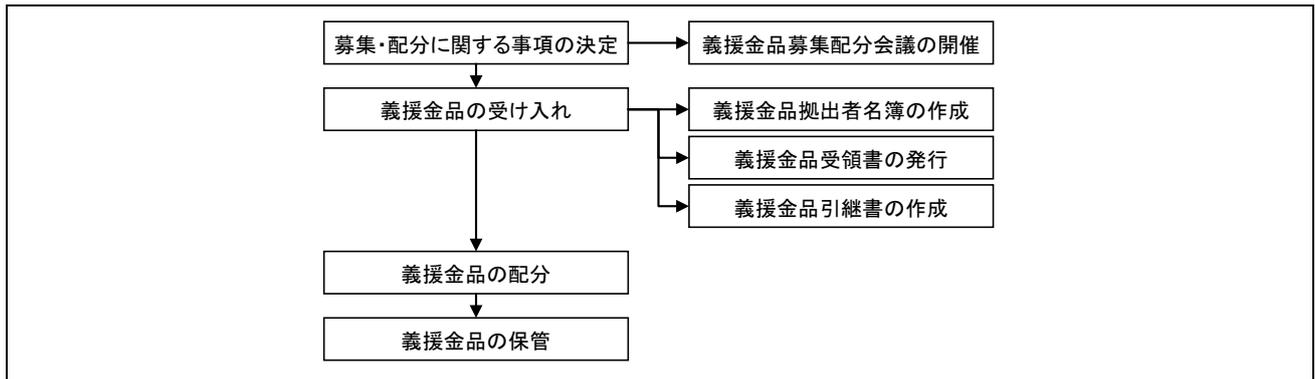
M3-10-13 廃棄物・し尿処理対策



部		班		業務内容		摘要
1	民生部は、ごみの収集を実施する	1-1	環境生活班は、清掃チームを編成する	1-1-1	本部職員と委託ごみ収集業者をもって、清掃班を編成する	
		1-2	環境生活班は、ごみの収集計画を検討する	1-2-1	ごみの処分方法、処分場所、ごみ収集順序を検討する	S3-10-35 収集順序決定の留意点
				1-2-2	十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保する	
				1-2-3	必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行う	
		1-3	環境生活班は、ごみの収集を実施する	1-3-1	車両が不足する場合、委託業者からトラック等を調達する	
				1-3-2	被災地域の住民に、発生した災害廃棄物の種類・性状によって、分別収集の方法等を周知する	
				1-3-3	ごみの収集・処分を実施する	
1-3-4	ボランティア、NPO等と連携する場合は、作業実施地区や作業内容を確認し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う					
1-4	環境生活班は、県や国に廃棄物の代行処理を要請する					
2	民生部は、し尿処理を実施する	2-1	環境生活班は、し尿処理チームを編成する	2-1-1	本部職員と委託し尿汲取業者をもって、し尿処理チームを編成する	
		2-2	環境生活班は、し尿の汲取計画を検討する	2-2-1	し尿の汲取順序を検討する	S3-10-35 収集順序決定の留意点
		2-3	環境生活班は、し尿の汲取を実施する	2-3-1	し尿の汲取を実施する	
3	民生部・教育部は、仮設トイレを設置する	3-1	住民班・福祉班・子育て支援班・各学校教育班・生涯学習班は所管する避難所に必要な仮設トイレの調査を行う	3-1-1	所管する避難所に必要な仮設トイレの調査を行い、総務班に報告する	

部		班		業務内容		摘要
		3-2	総務班は報告をもとに必要な仮設トイレを手配する			
		3-3	住民班・福祉班・子育て支援班・学校教育班・生涯学習班は、仮設トイレを設置する	3-3-1	仮設トイレの設置位置を検討する	S3-10-36 仮設トイレの設置手順
				3-3-2	仮設トイレを設置する	
		3-4	住民班・福祉班・子育て支援班・学校教育班・生涯学習班は、仮設トイレを閉鎖する	3-4-1	仮設トイレを消毒する	
				3-4-2	仮設トイレを撤去する	
4	産業建設部は、死亡獣畜処理を実施する	4-1	農林班は、牛・豚等の遺体処理を行う			
5	民生部は、清掃等応急対策の完了を報告する	5-1	環境生活班は、清掃等応急対策が完了した場合、県本部に報告する	5-1-1	清掃等応急対策が完了した場合、各種様式を作成する	様式80号 廃棄物処理施設被害状況の報告について 様式81号 災害廃棄物処理事業の報告について
				5-1-2	県支部総務班を通じて、県本部に各種様式を提出する	

M3-10-14 義援金品の募集・配分

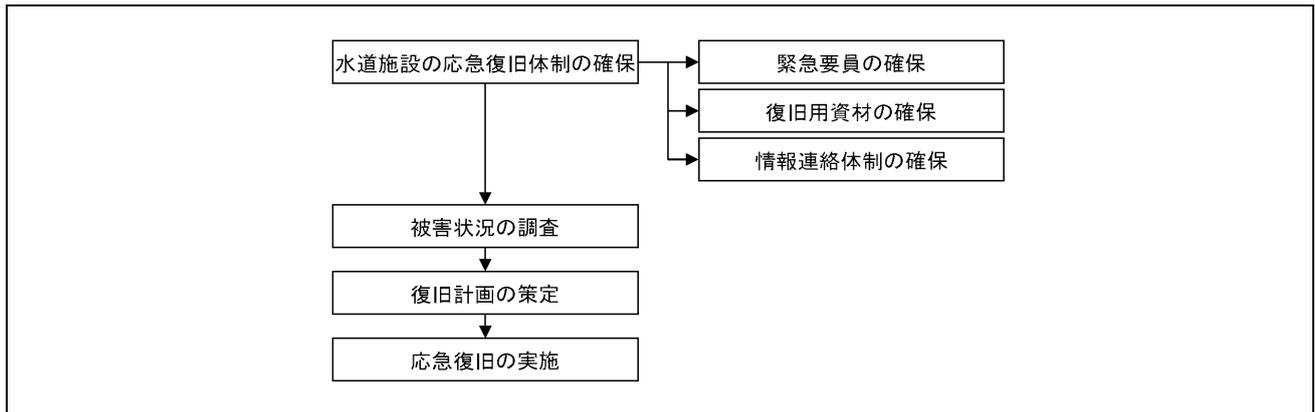


部		班		業務内容		摘要
1	民生部は、義援金品の募集・配分方法を検討する	1-1	福祉班は、義援金品の募集・配分に関する事項を決定する	1-1-1	募集配分に参加する機関の代表者を集め、「義援金品募集、配分会議」を開催する	S3-10-37 義援金品の募集配分機関
				1-1-2	「義援金品募集、配分会議」において、募集・配分に関する事項を決定する	S3-10-38 義援金品の配分基準
2	民生部・総務部は、義援金品を受け付ける	2-1	福祉班・会計班は、義援金品を受け入れる	2-1-1	災害発生後、義援金品の受け入れを行う	
				2-1-2	義援金品拠出者名簿を作成する	様式91号 義援金品拠出者名簿
				2-1-3	義援金品受領書を発行する	様式93号 義援金品受領書
				2-1-4	義援金品の引継時、義援金品引継書を作成する	様式92号 義援金品引継書
3	民生部は、義援金品を配分する	3-1	福祉班は、義援金品の配分時期を検討し、配分を行う	3-1-1	義援金品の配分の時期を検討する	
				3-1-2	義援金品を世帯等別に配分する	
4	総務部は、義援金品を保管する	4-1	会計班は、義援金品を保管し、記録を作成する	4-1-1	銀行預金等により金銭を管理する	
				4-1-2	現金出納簿により出納の状況を記録する	様式95号 現金出納簿
				4-1-3	義援金品受払簿を備え付け、受け入れから引き継ぎまたは配分までの状況を記録する	様式94号 義援金品受払簿

M3-10-15 愛玩動物対策

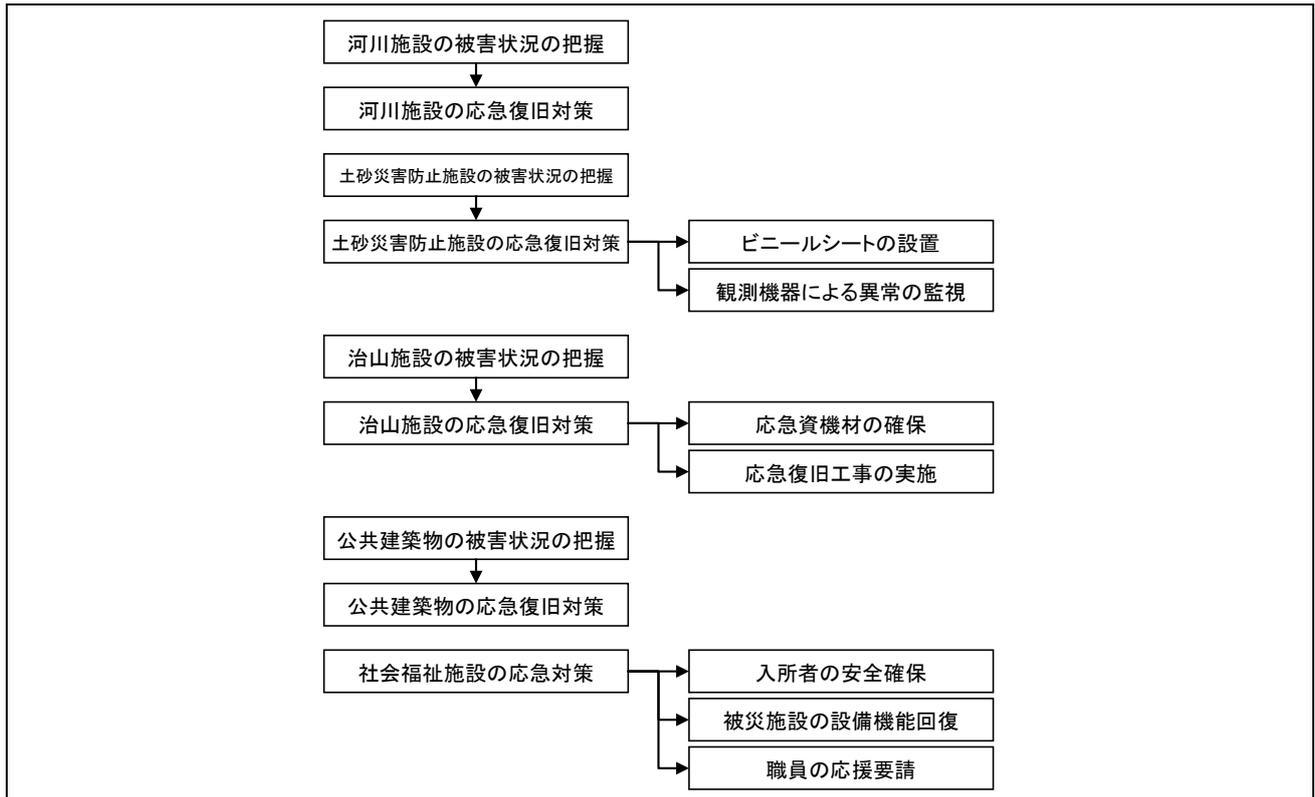
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[愛玩動物の保護] --&gt; B[脱走動物対策]     A --&gt; C[愛玩動物収容施設の設置]     A --&gt; D[適正な飼養の指導]                 </pre> </div>					
部	班		業務内容		摘要
1	民生部は、愛玩動物を保護する	1-1 環境生活班は、被災地域において動物を保護する	1-1-1	獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物を保護・収容・救助する	
			1-1-2	避難所の隣接地に、愛玩動物の収容施設を設置する	
			1-1-3	避難している愛玩動物について、適正な飼養を指導する	
	1-2	環境生活班は、脱走した特定動物への対策を実施する	1-2-1	特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、人への危害防止等必要な措置を講ずる	

M3-11-01 ライフライン施設の応急対策



部		班		業務内容		摘要
1	産業建設部は、水道施設の応急復旧対策を実施する	1-1	建設班は、水道施設の応急復旧実施体制を確保する	1-1-1	緊急要員を確保する	
				1-1-2	復旧用資材を確保する	
				1-1-3	情報連絡体制を確保する	
		1-2	建設班は、被害状況を調査し、復旧計画を策定する	1-2-1	水道施設の被害状況を調査し、給水支障の全容を把握する	
				1-2-2	送・配水系統を配慮した復旧計画を策定する	S3-10-14 応急復旧の目標期間の設定
		1-3	建設班は、水道施設の応急復旧を実施する	1-3-1	水道施設の応急復旧を実施する	
1-3-2	水道事業者にて、要員、復旧資器材の確保、復旧工事の実施について、応援を要請する					

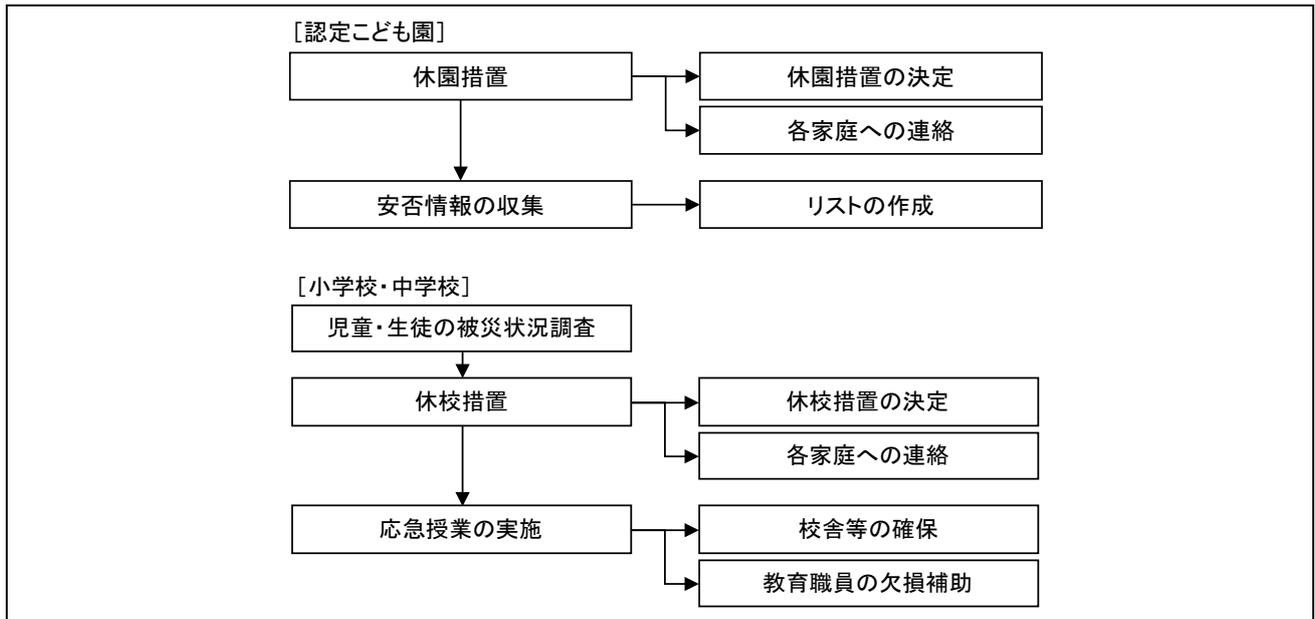
M3-12-01 その他公共施設等対策



部		班		業務内容		摘要
1	産業建設部は、河川施設の応急対策を実施する	1-1	建設班は、被害状況を把握する	1-1-1	河川施設の点検を行い、被害状況を把握する	
		1-2	建設班は、応急対策を実施する	1-2-1	堤防施設等に被害がある場合、被害状況に応じた応急対策を実施する	
2	産業建設部は、土砂災害防止施設の応急対策を実施する	2-1	建設班は、被害状況を把握する	2-1-1	がけ崩れ、地すべりが発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する	
				2-2-1	クラック、滑落のある箇所にビニールシートを覆う等、応急措置を行う	
				2-2-2	観測機器を設置し、異常の発生を監視する	
3	産業建設部は、治山施設の応急対策を実施する	3-1	農林班は、被害状況を把握する	3-1-1	林地崩壊、治山施設の被害状況及び余震、降雨等により二次被害の発生のおそれのある箇所を把握する	
				3-2-1	建設業協会、建設業者、森林組合等に、応急資材の確保、出動等を要請する	
				3-2-2	地域で確保できる簡易な資材の活用を考慮し、応急資材を確保する	
				3-2-3	二次被害の恐れが高い箇所において、応急復旧工事を実施する	

部		班		業務内容		摘要
4	各公共建築物の施設管理者は、施設の応急対策を実施する	4-1	被災建築物応急危険度判定士等に、被害状況等の調査を依頼する			
		4-2	施設機能の応急対策を実施する			
5	社会福祉施設管理者は、避難行動要支援者対策を実施する	5-1	入所者の安全を確保する			
		5-2	被災した施設及び設備の機能の回復を図る			
		5-3	施設職員が不足する場合、町本部に応援を要請する			

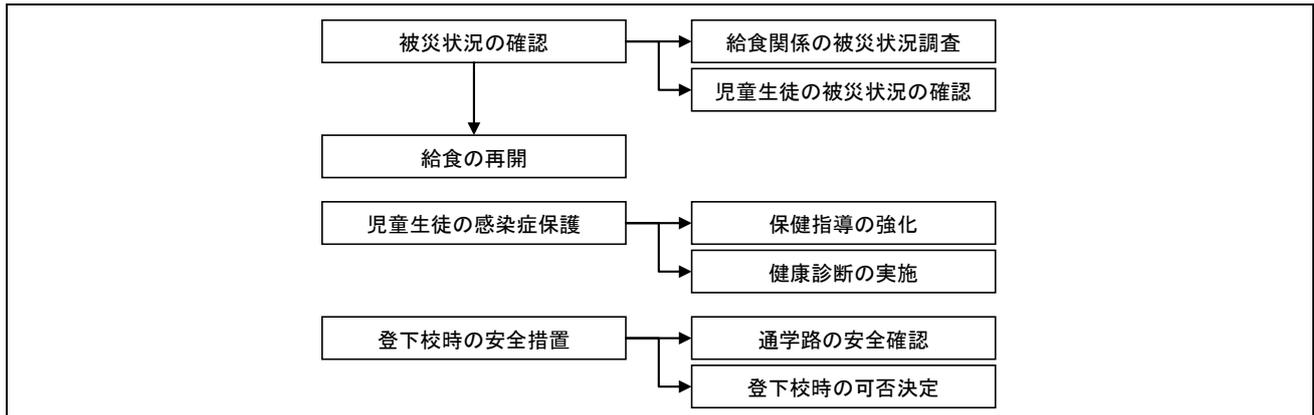
M3-13-01 学校関係の対策



部	班	業務内容	摘要
1 民生部は、園児の安全を確保する	1-1 子育て支援班（認定こども園）は、休園措置を取る	1-1-1 大災害が発生または発生が予想される気象条件となった場合、休園措置を検討する	
		1-1-2 町本部民生部長と協議し、休園措置を決定する	
		1-1-3 町防災行政無線等によって、休園の旨を各家庭に連絡する	
	1-2 子育て支援班（認定こども園）は、園児の安否情報を収集する	1-1-2 園児の安否情報を収集し、リストを作成する	
2 教育部は、児童生徒の安全を確保する	2-1 学校教育班は、宿日直を強化させる	2-1-1 大災害の発生が予想される気象警報発表時、学校における宿日直者を2名以上配置させる	
		2-2-1 大災害が発生または発生が予想される気象条件となった場合、休校措置を検討する	
	2-2 学校教育班は、休校措置を取る	2-2-2 町本部教育部長と協議し、休校措置を決定する	
		2-2-3 町防災行政無線等によって、休校の旨を各家庭に連絡する	
3 教育部は、被災児童生徒の調査を実施する	3-1 学校教育班は、児童・生徒の被災状況を調査し、報告する	3-1-1 施設責任者の協力を得て、児童・生徒の被災状況を調査する	様式86号 災害により被災した児童生徒数調
		3-1-2 県本部に、調査結果を報告する	
4 教育部は、授業を再開させる	4-1 学校教育班は、授業実施のための校舎等施設を確保する	4-1-1 授業の実施が困難な場合、隣接学校その他公共的施設の管理者に、施設利用の応援を要請する	

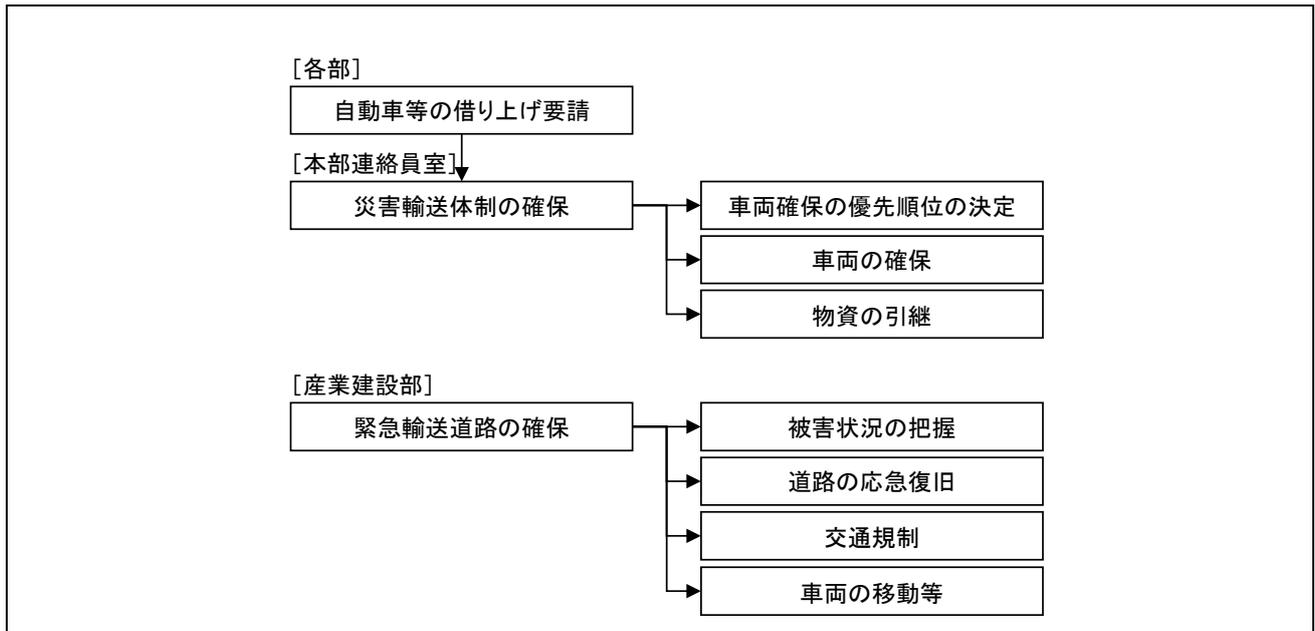
部	班	業務内容	摘要
		4-1-2 災害により教育職員に欠損が生じた場合、学校内操作、応援要請等により確保する	
	4-2 学校教育班は、教育職員の欠損を補う	4-2-1 災害に伴う被害程度によって、応急授業を実施する	
	4-3 学校教育班は、応急授業を実施する	4-3-1 公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する	

M3-13-02 学校保健の対策



部		班		業務内容		摘要		
1	教育部、民生部は、給食を再開させる	1-1	学校教育班、子育て支援班は、給食の被害状況を調査する	1-1-1	給食関係の被害状況を掌握する	様式83号 学校給食用物資被害状況報告書		
				1-1-2	学校給食用物資被害状況報告書を作成する			
				1-1-3	調査結果を県支部教育班に報告する			
		1-2	学校教育班は、災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助のための調査を実施する	1-2-1	準要保護児童、生徒の属する世帯の被害状況を調査する	様式84号 児童生徒被災状況報告書		
				1-2-2	児童生徒被災状況報告書を作成する			
				1-2-3	調査結果を県支部教育班に報告する			
		1-3	学校教育班は、給食を実施する	1-3-1	授業が再開した場合、給食を開始する			
		2	教育部は、児童生徒を保護する	2-1	学校教育班は、児童生徒を感染症等から保護する	2-1-1	生徒の保健指導を強化する	
						2-1-2	感染症の恐れがある場合、臨時に健康診断を行う	
2-1-3	感染症が集団発生した場合、県支部保健班、県本部、学校医等と連絡を取り、防疫措置を取る							
3	教育部は、児童生徒の安全措置を講じる	3-1	学校教育班は、登下校時の安全を確保する	3-1-1	地域やその時の状況判断により、登下校の可否を決定する			
				3-1-2	通学路の安全を確認し、家庭との連絡を取りながら、小集団で下校するように指示する			

M3-15-01 災害輸送計画



部	班	業務内容	摘要
1	各部は、自動車等の借り上げを要請する	1-1 各班は、総務班に輸送条件（区間、期間、輸送量、台数等）を明示し、車両等の確保を要請する	
2	本部連絡員室は、災害輸送体制を確保する	2-1 総務班は、各班への車両確保の優先順位を決定する	2-1-1 輸送の緊急度、輸送条件、保有車両の活動状況を総合的に把握し、各班への車両確保の優先順位を決定する
		2-2 総務班は、災害輸送のための車両を確保する	2-2-1 町本部所属車両、公共団体所有、民間会社の小型車両等の車両を借り上げる
			2-2-2 町内において車両が確保できない場合、県支部総務班に応援を要請する
3	産業建設部は、緊急輸送道路を確保する	3-1 建設班は、道路の被害状況を把握する	3-1-1 道路パトロールを実施し、道路及び交通の状況を把握する
			3-1-2 隣接市町村の道路に関する情報を収集する。
	3-2 建設班は、道路の応急復旧作業を実施する	3-2-1 災害により交通に支障がある箇所を把握する	
		3-2-2 障害物の除去等、応急復旧作業を実施する	
	3-3 建設班は、交通規制を実施する	3-3-1 道路の損壊、決壊等により、交通が危険な区域または区間を通行禁止にする	
		3-3-2 住民、運転者等に、交通規制の実施状況を周知する	

部		班		業務内容		摘要
		3-4	建設班は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するために、緊急の必要性があるとき、車両の移動等を行う。	3-4-1	運転手等に対し、車両の移動等の命令を実施する。	
				3-4-2	運転手が命令に応じない又は、不在等で応じられない場合は、自ら車両移動等を実施する。	
		3-5	建設班は、県及び県公安委員会から、緊急通行車両のルートの確保について指示を受けた場合、車両の移動等を行う。			
		3-6	建設班は、必要に応じて緊急通行車両の事前届出制度を実施する			様式15号 緊急通行車両確認証明書 様式16号 標章
4	本部連絡員室は、物資の引継を実施する	4-1	総務班は、災害輸送物資の引継を実施する	4-1-1	輸送責任者は、災害輸送車両に同行する	
				4-1-2	輸送責任者は、物資の授受状況を記録する	様式61号 救助用物資引継書
5	本部連絡員室は、輸送の実施状況を記録する	5-1	総務班は、輸送の実施状況を記録し、記録簿を作成する	5-1-1	車両使用書、輸送記録簿、救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況を作成する	様式17号 車両使用書 様式18号 輸送記録簿

### M3-15-02 防災ヘリコプターの活用計画

部	班	業務内容		摘要		
1	本部連絡員室は、防災ヘリコプターによる輸送体制を確保する	1-1	総務班は、ヘリコプターによる支援を要請する	1-1-1	ヘリコプター支援要請の必要性を検討する	S3-15-03 発着可能臨時ヘリポート
		1-2	総務班は、本部長に、ヘリコプター支援要請を具申する	1-2-1	県に対して、次の事項を明らかにする。 1. 災害の種類 2. 災害発生の日時、場所及び被害の状況 3. 災害発現場の気象状態 4. 離着陸を伴う場合においては、離着陸予定地及び地上支援体制	
		1-3	総務班は、防災ヘリコプターの受入体制を確保する	1-3-1	離着陸場所を確保し、安全対策を実施する	
				1-3-2	傷病者等の搬送先の離着陸場所・病院等の搬送を手配する	
1-3-3	空中消火基地を確保する					

### M3-16-01 避難行動要支援者対策

部	班	業務内容		摘要		
1	民生部は、在宅要支援者対策を実施する	1-1	福祉班は、在宅避難行動要支援者が取り残されていないか確認する	1-1-1	関係機関に、避難行動要支援者名簿等を利用して、避難行動要支援者の迅速な発見を要請する	S3-16-01 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

部		班		業務内容		摘要
		1-2	住民班・福祉班は、避難行動要支援者に保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する	1-1-2	避難行動要支援者を発見した場合、避難所への移動、施設緊急入所、在宅福祉ニーズの把握等を実施する	S3-16-02 在宅の避難行動要支援者対策
				1-2-1	避難所において、避難行動要支援者の受け入れ状況を調査する	
				1-2-2	避難所に受け入れている避難行動要支援者を、発災1週間後を目途に、保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する	
2	民生部は、要保護児童の措置を実施する	2-1	子育て支援班は、要保護児童に対する適切な措置を講じる	2-1-1	保育を必要とする児童がある場合、保育施設に、児童を入園させるように要請する	
				2-1-2	保護者を失った児童がある場合、揖斐県事務所または西濃子ども相談センターに連絡して収容施設に収容保護させる	
3	民生部は、生活保護法による保護を実施する	3-1	福祉班は、生活保護法による保護を実施する	3-1-1	生活保護法による保護の必要が生じた場合、民生児童委員・県支部救助班に連絡する	
				3-1-2	生活保護法による保護を決定する	
4	民生部は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	4-1	福祉班は、町条例に基づき災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	4-1-1	災害弔慰金・災害障害見舞金の金額を確定する	
				4-1-2	災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	
5	民生部は、被災者生活再建支援金を支給する	5-1	福祉班は、被災者生活再建支援金支給のための事務を行う	5-1-1	住宅被害の認定を行う	
				5-1-2	被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
6	民生部は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金を交付する	6-1	福祉班は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付のための事務を行う	6-1-1	住家被害の認定を行う	
				6-1-2	被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
				6-1-3	被災者に、支援金を交付する	
7	本部連絡員室は、外国人対策を実施する	7-1	総務班は、各種通訳を実施する	7-1-1	財団法人岐阜県国際交流センターに、通訳ボランティアの派遣を要請する	
		7-2	総務班は、外国人に、各種情報を伝達する	7-2-1	必要な情報が欠如、混乱しないよう、外国人に正確な情報を伝達する	

M5-02-01 公共施設・公共事業等の災害復旧

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>被災原因・程度の調査分析</p> <p>↓</p> <p>災害防止事業計画の策定</p> <p>↓</p> <p>復旧優先順位の策定</p> <p>↓</p> <p>災害復旧対策の実施</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>被害状況の確認</p> <p>↓</p> <p>激甚災害指定手続きの実施</p> </div> </div>			
部	班	業務内容	摘要
1 公共施設管理者は、災害復旧を行う		1-1-1 応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等について調査分析する	
		1-1-2 調査分析結果に基づく災害防止事業計画を策定する	
		1-1-3 被災の程度、復旧の難易度等を勘案し、復旧の優先順位を策定する	
		1-1-4 関係機関の応援協力により、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保する	
2 本部連絡員室は、激甚災害指定の手続きを実施する	2-1	2-1-1 被害情報を収集、整理し、激甚災害指定基準に該当していることを確認する	
		2-1-2 町長を通じて、県知事に被害状況を報告し、激甚災害指定の手続きを実施する	
	2-2	総務班は、激甚災害に係る財政援助措置を実施する	

M5-03-01 生活支援

被災者の生活確保対策の実施			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 相談窓口の設置</li> <li>→ 支援金等の支給</li> <li>→ 税緩和措置</li> <li>→ 要保護児童の保護</li> <li>→ 子どものメンタルケア</li> <li>→ 物資・資材の供給確保</li> </ul>
部	班	業務内容	摘要
1 民生部は、生活相談を実施する	1-1 福祉班は、相談窓口を設置し、要望事項等を聴取する	1-1-1 被災者のための相談窓口を設置する	
		1-1-2 相談窓口において、被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、解決を図る	
2 民生部は、被災者への支援金支給、貸付けを実施する	2-1 福祉班は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	2-1-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の申し込みを受け付ける	
		2-1-2 支給額を決定し、被災者に支給する	
	2-2 福祉班は、被災者生活再建支援金を支給する	2-2-1 被災者生活再建支援金の申し込みを受け付ける	
		2-2-2 支給額を決定し、被災者に支給する	
3 総務部は、税緩和措置を実施する	3-1 税務班は、租税の徴収猶予、減免措置を実施する	3-1-1 被災者に対する町税の徴収猶予、減免に関する対策を実施します	
4 民生部は、児童に係る対策を実施する	4-1 子育て支援班は、被災による要保護児童対策を実施する	4-1-1 避難所における乳幼児の実態を把握し、要保護児童を児童相談所に通報する	
		4-1-2 親族による受け入れ、養護施設への受け入れ等により、要保護児童を保護する	
		4-1-3 保護者が災害復旧事業に従事することにより、保育を必要とする乳幼児を保育所に入所させる	
5 民生部は、メンタルケアを実施する	5-1 子育て支援班は、子どものメンタルケアを実施する	5-1-1 子どもの精神不安定を解消するため、児童相談所においてメンタルケアを実施する	

M5-03-02 被災中小企業の振興・農林業関係者への融資

		被災中小企業への支援		→	自立支援対策の実施			
		農林業関係者への支援		→	農林業関係資金の貸付			
部		班		業務内容		摘要		
1	産業建設部は、被災中小企業の自立支援を行う	1-1	まちづくり推進班は、被災中小企業の自立支援を行う	1-1-1	災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行う			
2	産業建設部は、農林業関係者への融資を実施する	2-1	農林班は、災害関連資金の融資等を実施する	2-1-1	農業関係資金の貸し付けを実施する			
				2-1-2	林業関係資金の貸し付けを実施する			